

# 第3編 学校の危機管理

## 第1部 自然災害（震災編）

### 第2章 応急対応（震災発生後の対応）

#### 第1 発災時の対応

- 1 震災が発生した場合の対応
- 2 児童・生徒の避難誘導
- 3 児童・生徒の帰宅方法、保護体制
- 4 特別支援学校における対応
- 5 学校施設・設備の安全確認と対応
- 6 ガス、電気、上水道の安全確認等

#### 第2 避難所等としての対応

- 1 概要
- 2 発災時別児童・生徒誘導、避難住民への対応
- 3 一時滞在施設としての対応
- 4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応
- 5 応援態勢
- 6 ボランティアの活用等



防災教育推進校による宿泊防災訓練



## 第1部 自然災害（震災編）

## 第2章 応急対応（震災発生後の対応）

## 第1 発災時の対応

大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒の安全確保を最優先する。このため、教職員は、児童・生徒の避難誘導に当たって、災害の状況、発災時間帯別（在勤時や夜間・休日等の別）や児童・生徒の発災時の所在別（在校時や登下校時、校外学習時の別）に応じた的確な指示をするとともに、落ち着いた態度で児童・生徒を励まし、安心感を与えることが重要である。

## 1 震災が発生した場合の対応

教職員は、学校危機管理計画の役割分担を基本としながらも、災害が発生した場合は、目前にある緊急事態を最優先とするなど、時と場に応じた行動をとり、児童・生徒の安全確保に万全を期する。

## (1) 災害発生時における学校危機管理体制

## ア 学校災害対策本部組織と教職員の役割

学校では、地震等の災害が発生した際、教育庁災害対策本部が設置されると校長を本部長とする学校災害対策本部を設置することとなる。なお、校長が不在のときは、予め指定する代理の者を本部長とする。（代理の者は事前に複数指定の上、順位付けを行う。）

教職員は、役割分担に従い、災害応急活動に従事する。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

○在勤時…以下のイからキに従って従事する。

○出退勤時、出張・休暇時や夜間・休日

交通機関や道路の状況など被災の状況によるが、自宅・家族の安全を確認の上、可能な限り勤務先に出勤して、以下のイからキに従って従事する。

## イ 情報連絡活動

## ① 情報収集及び提供

連絡班は、児童・生徒、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。なお、情報を収集するに当たっては、確実な情報であること及び通信手段が絶たれた場合を想定して複数の手段を確保しておくことが重要である。

(必要とする情報内容及び収集・提供手段の例)

情報内容	収集手段	提供手段
災害情報（余震、津波、崖崩れ、火災等） 被災、被害状況（児童・生徒・教職員、学校施設、学校周辺、通学路等） ライフライン、交通機関等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育庁災害等緊急連絡システム</li> <li>・災害対策本部からの情報、防災無線</li> <li>・報道機関（テレビ、ラジオ）</li> <li>・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の児童・生徒からの情報</li> <li>・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示板等への表示。</li> <li>・担当者からの文書報告</li> <li>・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。</li> </ul>

② 被害状況の把握と報告

連絡班は、児童・生徒、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として学校経営支援センターに修繕の要請をする。

発災時に、「第1編第1章第1の非常時の組織体制」における東京都災害対策本部が設置された場合には、資料3-3-①「東京都教育委員会災害対策要綱」に基づき、区市町村教育委員会は、管轄する学校の被害状況及び措置状況を把握し、区教育委員会にあっては直接、市町村教育委員会にあっては教育事務所又は出張所長を経由して東京都災害対策本部教育長に報告するものと規定されている。

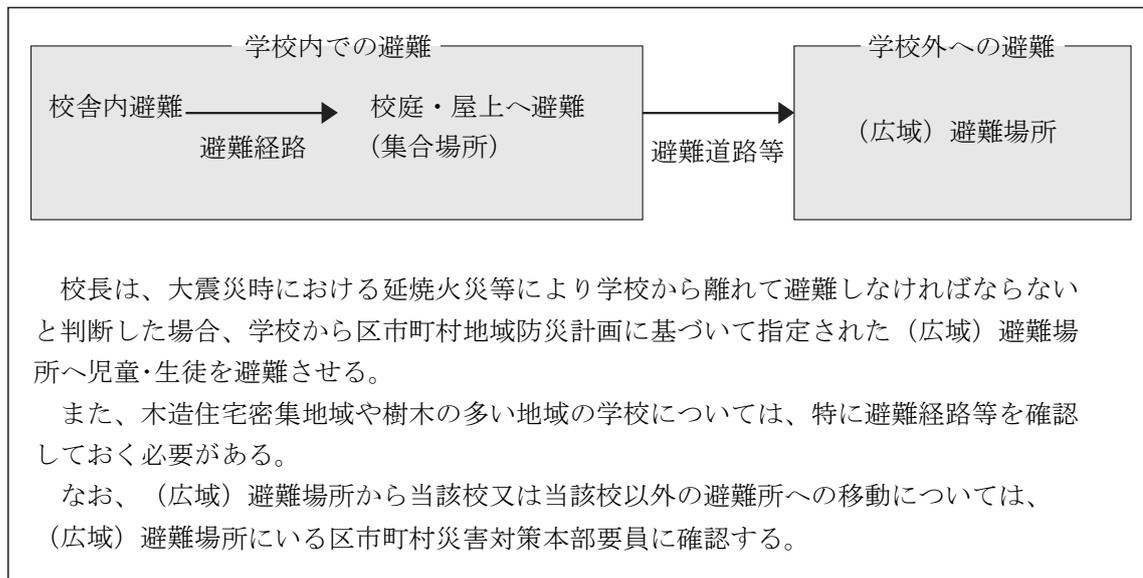
このため、東京都災害対策本部が設置された場合は、直ちに、区市町村立学校長は、区市町村教育委員会に対し、学校における被害状況及び措置状況を報告する。

東京都災害対策本部設置時以外で、災害等により、学校の施設及び児童・生徒への被害が発生した場合は、資料3-9事故発生報告等事務処理要綱の規定に準じて、区市町村立学校長は、区市町村教育委員会を通じて、同要綱別表に掲げる報告すべき事項に対応する連絡・報告先に報告する。

## ウ 避難誘導

児童・生徒の避難誘導に当たっては、教職員は、児童・生徒の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し、最善の避難ルートを選択する。

児童・生徒の避難誘導（指針）等については、64ページ以降参照



## エ 校内の消火・巡視

出火防止対策を日頃の避難訓練で実施し徹底する。万一、出火した場合は、児童・生徒を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク、口頭で火災発生を伝え、できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。その際、二次災害に遭わないよう生命・身体の安全に十分配慮する。

巡視に当たっては、＜行方不明の児童・生徒の捜索を行う連絡班＞と＜校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班＞とに分かれて行う。その際、校舎被害確認等の施設班は、二人以上で班編成し、点検場所・項目の漏れがないよう注意する。

ガスの匂いがする場合には、窓を開けるとともに、児童・生徒を安全に誘導し、ガス供給会社へ連絡する。



(巡視点検場所・項目の例)

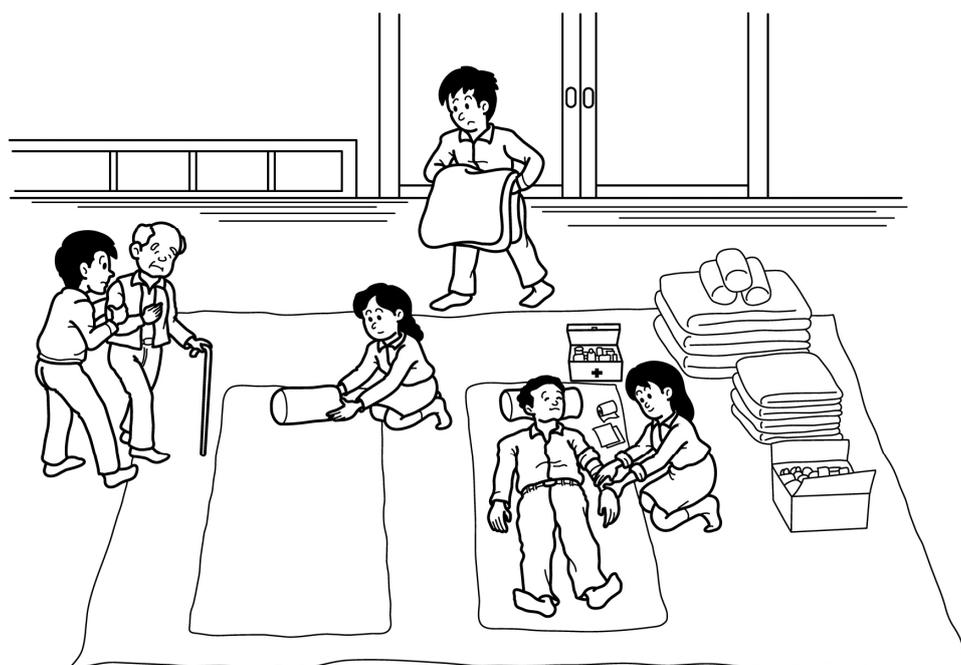
月 日 時 分 ~ 時 分		担当者氏名						特記事項
点検場所	異常の有無	点 検 項 目						
		ストーブ・火気・ガスの元栓	柱の亀裂	天井の破損	照明器具の破損	ガラスの破損	器具の転倒状況	
校長室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
給食調理	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
音楽室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
廊下	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
・	・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・	・		

注 (1) 巡回して、危険場所には立ち入り禁止の表示をするとともに、ロープ等により立入禁止の措置をとる。  
 (2) ガスの匂いがする場合、窓を開けるとともに、ガス供給会社へ連絡する。

オ 救護活動

大震災により大勢の負傷者が出ることが予想される。救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な児童・生徒に対しては救護の補助を依頼する。

校庭・屋上等に避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。



## カ 搬出活動

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある非常持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。

なお、災害の状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

### (非常持出品等の例示)

非常持出品	搬出担当者及び搬出方法	搬出場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等</li> <li>・ 学校沿革史</li> <li>・ 職員人事関係書類</li> <li>・ 卒業証書授与台帳</li> <li>・ 指導要録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副校長、経営企画室職員等</li> <li>・ 持出用ザック等により搬出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （広域）避難場所等</li> </ul>

## キ 避難所管理運営への支援

避難所の設置主体は区市町村であるが、校長は、学校災害対策本部の組織のうち「他班への応援要員」を主として（例えば、校庭に避難した時点で）避難所支援班を設置する。避難所支援班は、学校が避難所となる場合の避難所の開設、管理運営の協力・支援に当たる。

詳細については、106ページ以降を参照のこと。

## 2 児童・生徒の避難誘導

大震災時においては、児童・生徒は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、教職員は、児童・生徒に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、児童・生徒一人一人を把握し、避難誘導に努める。

### 教 職 員 の 避 難 誘 導 の 指 針

児童・生徒の安全確保を第一とする。

- 1 お・か・し・も(「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」)を合い言葉として、単純明快な指示で、児童・生徒を掌握する。
- 2 心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒の安全確保を優先にする。
- 3 発災後、校庭に避難した場合は、校舎内に児童・生徒が残っていないか迅速に確認する。
- 4 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。
- 5 避難の際、出席簿、緊急連絡用(引渡し)カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。  
なお、出席簿及び緊急連絡用(引渡し)カードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管する。

おさない



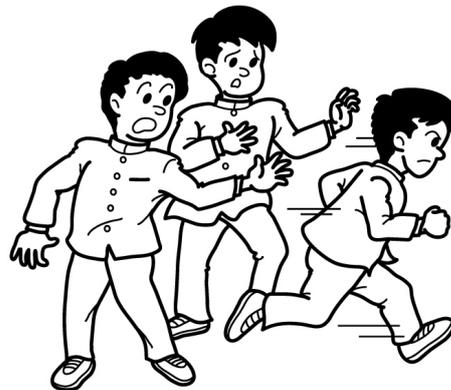
かけない



しゃべらない



もどらない



## 発災時別の避難誘導（例）

発災時の対応・行動として必要なことであり、日頃から訓練しておく必要がある。

発災時の区分	児童・生徒が在校中	校舎内での避難	→①
		校庭・屋上等への避難	→②
		(広域) 避難場所への避難	→③
	休日・夜間		→④
	登下校時		→⑤
	校外活動中		→⑥

### ① 校舎内での避難

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 （緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。</li> <li>蛍光灯、窓ガラスなど、非常に多くのものが落下する。</li> </ul> <p>○児童・生徒の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こる。</li> <li>混乱のあまり、外に飛び出そうとする。</li> <li>恐怖のため、動けなくなる。</li> </ul>	<p>○児童・生徒に安心させるような声をかける。 （授業中、給食中）</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。</li> </ul> <p>○体育館、校庭、屋上、共有部分の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その場で頭を保護してしゃがむよう指示する（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後）。</li> </ul> <p>（休み時間、放課後）</p> <p>○教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合と同じ（近くにいる児童・生徒を含む。）。</li> </ul> <p>○教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>廊下、階段の場合</li> </ul>	<p>○身を守る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>机の下に潜り、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守る。</li> <li>防災頭巾、座布団等で頭を保護する。</li> </ul> <p>○その場で頭を保護してしゃがむ（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後。）。</p> <p>○授業中、給食中などの行動と同じ。</p> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>廊下：その場で頭を保護してしゃがむ。</p> <p>階段：その場で腹ばいになり又は手すりにつかまり転落を防止する。</p>

## ② 校庭・屋上等への避難

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">（授業中、給食中）</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勝手な行動をとらせない。</li> <li>・コンロ、ファンヒーター等の火を消す。又は指示する。</li> <li>・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。</li> <li>・負傷者等の有無を確認する。</li> <li>・負傷者等の救出、応急手当をする。</li> <li>・ドアや窓付近の落下物等危険物を退け、脱出口を確保する。</li> <li>・防災頭巾、ヘルメット、カバン等で頭部を保護するよう指示する。</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒の安全確保を優先する。</li> </ul> <p>○体育館、校庭、屋上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室・特別教室の場合と同じ。</li> <li>・校庭の場合、液状化していない場所に集める。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（休み時間、放課後）</p> <p>○教室に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中、給食中の場合と同じ。</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">なお、近くの教職員のいない教室の児童・生徒の安全確保も図る。</p> <p>○教室に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任は、原則として受持ちの教室に行く。</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">なお、担任している児童・生徒だけでなく、教職員の近くにいる全ての児童・生徒の安全確保を図る。</p> <p>○廊下、階段に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員は、近くの教室に入り、児童・生徒への指示を行った後に、受持ちの教室に行く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上履きのまま、防災頭巾、ヘルメット、カバン等で頭を保護し、何も持たないで、校庭・屋上への避難に備える。</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒の避難準備にも気を配る。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室・特別教室の行動と同じ。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中、給食中の行動と同じ。</li> </ul> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> <li>・授業中、給食中の行動と同じ。</li> </ul>

続く ② 校庭・屋上等への避難

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○大きな揺れの後で、児童・生徒の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p> <p>○避難の際、廊下・階段等はガラスの破片で危険な状態である。</p> <p>○本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では、崖崩れが発生する。</p>	<p>○校庭に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化していない場所に集め、速やかに整列し、その場にしゃがむように指示した後に、数人を除いて、受け持ちの教室に行く。</li> </ul> <p>○屋上、体育館に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> <li>・速やかに整列し、その場にしゃがむよう指示する。</li> </ul> <p>○校庭、屋上等に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任以外の教職員は、校庭、屋上等に行き、児童・生徒の安全確保を図る。</li> </ul> <p>○本震の後には、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動するよう指導する。</p> <p>〔避難開始等〕</p> <p>○児童・生徒の人数を確認し、校庭・屋上へ避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で避難できない児童・生徒の安全確保を優先する。</li> <li>・津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</li> <li>・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。</li> </ul> <p>・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する2学級が連携して、前後に教職員を配置して避難する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> <li>・速やかに整列し、その場にしゃがむ。</li> </ul> <p>・速やかに整列し、その場にしゃがむ。</p> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>○校庭への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お」「か」「し」「も」を守って行動する。 「お」：押すな 「か」：かけるな 「し」：しゃべるな 「も」：戻るな</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</li> <li>・屋上の場合：速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</li> <li>・体育館の場合：速やかに並び避難する。</li> </ul>

## 続く ② 校庭・屋上等への避難

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○一時（いつとき）集合場所、避難所に指定されている場合、校庭は、避難して来る住民や幼・小・中学校の児童・生徒を引き取りに来る保護者等により、混乱が予想される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者、心身に障害のある児童・生徒の保護を優先するよう指示する。</li> <li>・ 避難誘導の際、火災場所近くや上層階の児童・生徒の避難を優先させる。</li> <li>・ 周囲の状況（出火・倒壊・亀裂・出水等）を確かめながら避難する。</li> <li>・ 避難中に火災が発生した場合は、放送施設、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。</li> <li>・ できるだけ多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体の安全に十分配慮する。</li> </ul> <p>○教職員は、トイレ等に児童・生徒が残っていないかを確認する。</p> <p>○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡班は行方不明者の捜索を行う。</li> <li>・ 救護班は負傷者の応急手当をする。</li> <li>・ 連絡班は児童・生徒の安否を学校経営支援センター経営支援室に報告し、施設・設備の被災状況を学校経営支援センター管理課に報告する。区市町村立学校は都立学校に準じて当該区市町村教育委員会に報告をする。</li> <li>・ 連絡班は（広域）避難場所への避難経路を確認する。</li> <li>・ 救護班は救助を必要とする児童・生徒がいる場合は、消防署などへ救助要請する。</li> <li>・ ラジオ等で情報を収集する。</li> </ul> <p>○避難者、保護者の対応に当たる。</p> <p>○児童・生徒の引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードで行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学路の安全確保、保護者の状況等を総合的に判断し児童・生徒を保護者等へ引き渡す。</li> <li>・ 発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなってしまった児童・生徒の心のケアを行うとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</li> </ul> <p>○中学校、中等教育学校、高等学校の生徒に対し、初期消火や救護等の活動のできる生徒を募る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者、心身に障害のある児童・生徒を皆でかばい、助け合う。</li> </ul> <p>○校庭・屋上等に集合したら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年、学級ごとに整列する。</li> <li>・ 腰を降ろして低い姿勢で待機する。</li> </ul> <p>・ 保護者が引取り又は避難して来る。</p> <p>・ それに応じた生徒は、救護、消火活動等に協力する。</p>

### ③ (広域) 避難場所への避難

時間の経過 (状況等)	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○二次災害等 (火災、崖崩れ等) で学校が危険にさらされる。</p> <p>○道路は、陥没・高架橋の落下・自動車火災・事故などによりいたるところで通行止や大渋滞になっている。</p>	<p>○避難の際の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニック的混乱に陥ったりしないようにするため、児童・生徒に対して教職員の指示に従うよう指導する。</li> <li>自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないなどの指示をする。</li> <li>自力で避難できない児童・生徒の実情にあわせて介添者を決め、級友の助力により避難できるように指導する。</li> </ul> <p>○(広域) 避難場所への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校門などに避難先を掲示する。</li> <li>避難誘導する前に、教職員は児童・生徒の人員を点呼する。</li> </ul> <p>○集団の責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体指揮 (校長)、学年指揮 (学年主任)、学級指揮 (学級担任)</li> </ul> <p>○避難集団の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学級単位で編成し、学校集団の先頭は副校長とし、担任はクラスの最後尾につく。</li> </ul> <p>・(広域) 避難場所への避難は、避難誘導の担当者が確認した避難経路を利用する。しかし、実際の状況変化により、避難経路として適さない場合は、臨機応変に対応する。</p> <p>・(広域) 避難場所に到着した段階で、人員を点呼する。行方不明の児童・生徒がいる場合は、搜索する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力で避難できない児童・生徒の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。</li> <li>教職員の指示に従うとともに、特に、「お」「か」「し」「も」の合い言葉を守って行動する。</li> <li>負傷した児童・生徒や自力で避難できない人をみんなでかばい、助け合う。</li> <li>防災頭巾、ヘルメット、かばん等で頭部を守りながら行動する</li> <li>避難途中に負傷した方などがいたら、みんなでかばい、助け合う。</li> </ul> <p>○(広域) 避難場所に到着したら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学年、学級ごとに整列する。</li> <li>腰を下ろして、低い姿勢で待機する。</li> </ul>

#### ④ 休日・夜間等に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 （緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。</li> </ul> <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> <li>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。</li> </ul> <p>○大きな揺れの後で児童・生徒の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p style="text-align: center;">〔都立学校教職員の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、所属校へ参集の連絡が無くても参集する。</li> </ul> <p>○教職員は、学校や寄宿舎にいる児童・生徒の安全確保を最優先する。</p> <p>○出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤途上で知り得た情報を連絡班に報告する。</li> <li>・校舎等の安全確認を行う。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に協力する。</li> </ul> <p>○発災当初の任務の後、教職員は、家庭等にいる児童・生徒の安否確認などの業務に従事する。</p> <p>○児童・生徒の安否を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の被災状況について学校経営支援センター管理課に報告する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒をの心のケアを行うとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>○寄宿舎で生活している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従い行動する。</li> </ul> <p>○クラブ活動等で在校中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活担当者の指示に従い行動する。</li> </ul> <p>○家庭等にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等の責任において児童・生徒の安全確保を図る。</li> </ul> <p>・わが身・家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し助け合う。</p> <p>・自らの安否について、学校に一報を入れる。電話が使えないときのための連絡手段を日頃から決めておくこと。</p>

### ⑤ 登下校時に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。</li> </ul> <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな揺れが収まる。</li> <li>ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> </ul> <p>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。</p> <p>○大きな揺れの後で児童・生徒の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○在校中の教職員は、児童・生徒を校庭・屋上に避難するよう指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人員を点呼する。</li> </ul> <p>それ以降については、在校中の場合と同じ。</p> <p>○津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。</li> </ul> <p>○児童・生徒の安否を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の被災状況について学校経営支援センター管理課に報告する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒の心のケアを行なうとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>○電車・バス乗車中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手近なカバンや上着等で頭部を守る。</li> <li>スクールバス運行時は、事前に定められた避難場所に避難し、状況に応じてバス内に待機する。</li> <li>運転手・駅員等の指示に従う。</li> </ul> <p>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在校中の児童・生徒は、教職員の指示に従い、行動する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな揺れが収まったら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。</li> <li>垂れ下がった電線に近づかない。</li> <li>自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める。</li> <li>すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、公衆電話・携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。</li> </ul>

## ⑥ 校外活動中(日帰り・宿泊)に発災した場合の対応

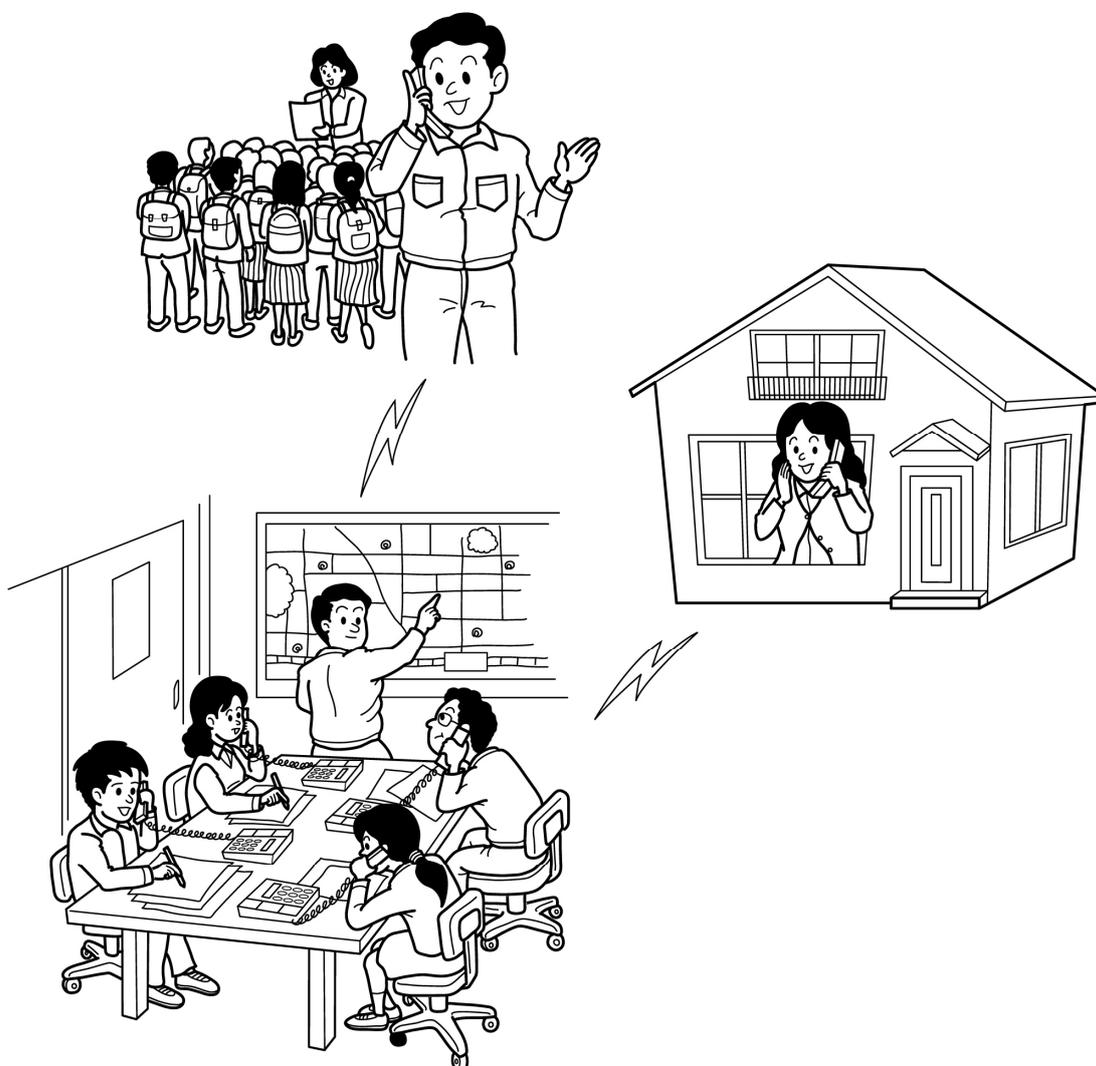
校外活動中に大震災が発災した場合、揺れが収まったら、直ちに实地踏査で確認し、挙行届に記載している最寄りの一時的(いっとき)集合場所、避難所に避難する。

なお、宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う(避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する。)

また、教職員は、児童・生徒の安全確保ができ次第、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、児童・生徒に不安を抱かせないようにするなど配慮する。

交通機関の不通等が生じた場合は、児童・生徒の安全確保を第一とする。

宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページに引率者からの状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の児童・生徒の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。



### 3 児童・生徒の帰宅方法、保護体制

#### (1) 通学路、通学経路の安全確認

学校（高等学校を除く。）は、登下校時に発災した場合に備え、区市町村教育委員会、警察署・道路管理者、地域の方々と連携の上、児童、生徒の通学路の安全性を定期的に点検する。特に、通学路の危険箇所を洗い直し、ブロック塀の多いところ、落下しそうな看板など、危険箇所の把握などを行う。

高等学校の生徒及び特別支援学校の自立通学生においては、生徒に保護者と相談の上、通学経路の安全性や災害時における登下校時の避難方法を検討させる。その際、通学経路の近くにある一時（いつとき）集合同場所、（広域）避難場所、避難所を確認させる。

なお、学校は、児童・生徒が、登下校時に発災した場合の身の安全を図る方策や連絡手段について、家庭において十分話し合うよう保護者に理解を求める。



#### (2) 小学校の保護者への引渡し活動

校長は、あらかじめ定めてある保護者又は、緊急連絡用（引渡し）カード記載の引取人へ、あらかじめ定める引渡し方法により児童・生徒を帰宅させる。引渡しの開始を周知する方法としては区市町村の防災行政無線（区市町村単位で引渡しを実施する場合）による放送を区市町村災害対策本部へ依頼する（学校単位による引渡しについては、原則として、防災行政無線による放送はできない。）。

小学校において、引渡しは原則として担任が当たるが、緊急の場合、担任以外の者が引渡人となることが考えられる。保護者又は引取人への引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードを利用して行う。

なお、登録していない人が来た場合は、確認ができるまで引渡しを行わない。

#### (3) 中学生の帰宅方法

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、災害用伝言ダイヤルやツイッター等の各種メディアを使用した、生徒の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

生徒を帰宅させる場合は、学区域地区担当の教職員に地域別に集めた生徒を指定の場所まで引率させるなど、あらかじめ定めてある帰宅方法に基づき帰宅させる。ただし、保護者が在宅する場合に限る。

なお、状況によっては、小学生と同様、保護者への引渡しを行う。方法については、小学校に準ずる。

#### (4) 高校生の帰宅方法

校長は、正確な交通機関の運行状況、学校周辺の被災状況等の情報収集に努め、生徒が安全に帰

宅できるかを判断する。

ただし、保護者と連絡が付き生徒を帰宅させるに際しては、収集した情報を伝えるとともにあらかじめ定めてあるグループ下校、震災の状況によっては保護者への引渡しなどの方法に基づき帰宅させる。なお、生徒は帰宅後、自宅に着いた旨を、担任または教職員まで報告させる。

帰宅途中に交通事情等により、帰宅が困難と思われるときは、無理な方法による帰宅は避け、学校に引き返すか又は帰宅途中の一時集合場所等へ緊急避難することを指導する。

なお、学校に戻った場合には、担任又は他の教職員まで報告させる。

#### (5) 保護者を欠くこととなった児童・生徒の保護

児童・生徒が在籍中で震災が起き、保護者と連絡が取れない場合は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護する。保護者が亡くなり親戚等身寄りがなくなってしまった児童・生徒の心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。

児童・生徒が在宅中などで、学校が児童・生徒の安否確認を行う中で保護者等が亡くなったことが判明した場合は、担任等が早急に駆けつけ、同様に保護を欠くこととなった児童・生徒を児童相談所に適切に引き継ぐとともに学用品等の補助を適切に行う。

#### (6) 登下校時の対応

登下校時に発災し地震が収まった場合、児童・生徒は、自宅に帰宅するか、近くの学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。通学区域地区担当の教職員は、担当地区の児童・生徒のうち、学校に登校していない児童・生徒又は下校途中で学校に戻って来ない児童・生徒の確認に努めるとともに、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

高等学校では、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。特別支援学校では、スクールバスの情報が即時に学校に入るように連絡体制を整えておくとともに、運行状況により地域の情報を収集する。スクールバス運行中の発災の場合は、バスを停止させ、道路状況、災害状況等をカーラジオで情報収集し、学校と携帯電話等で連絡を取りながら、学校に戻るか否かを臨機応変に対応できるよう、委託業者と調整しておく。なお、学校に戻ることが困難と判断した場合は、最寄りの学校、一時集合場所、広域避難場所、避難所に避難するとともに、携帯電話等で学校に避難先を連絡する。

#### (7) 児童・生徒の保護体制

地震などの災害時の帰宅困難者対策として、一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は原則として、3日間程度、企業等に留め置かれることとなる。

このことから、学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、児童・生徒を保護することを原則とする。

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における児童・生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、電話連絡網や緊急メール、学校ホームページのほか、災害時につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやツイッター等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒管理に万全を期しておく。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等に留まることになった場合には、幼児、児童及び生徒を学校内で保護する。その場合には、児童・生徒の安全を確保するため、避難住民や帰宅困難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。児童・生徒を保護する場合は、

校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNS、無線機など多様な手段を適時活用する。

#### <教職員の主な役割>

- ・ 保護している児童・生徒の人員を把握する。
- ・ 保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒に、今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒の安全確保のための環境整備を行う。
- ・ 児童・生徒の毛布・食糧等を確保・配布する。
- ・ 状況に応じて、学校で保護している児童・生徒の家庭訪問を行う。



東京都総合防災訓練 負傷者搬送訓練

#### 4 特別支援学校における対応

基本的には、小学校・中学校・高等学校における指導内容に準じたものとする。  
ただし、障害校種等の違いによって配慮を要するので以下にポイントを記す。

##### (1) 視覚障害特別支援学校

- ・ 視覚情報の不足からくる幼児・児童・生徒の心理的な不安を取り除く配慮が必要になる。
- ・ 教員は、幼児・児童・生徒を安心させるために声をかけ続ける。
- ・ 避難の際は学級や学年単位でまとまり、声をかけ合ったり、手を引いたり、協力し合って避難する。
- ・ 登下校時に発災の際には、周囲の人に声をかけて（視覚障害者であることを伝える）、周りの状況を教えてもらい安全な場所への誘導を依頼できるように指導しておく。

##### (2) 聴覚障害特別支援学校

- ・ 聴覚情報の不足からくる幼児・児童・生徒の心理的な不安を取り除く配慮が必要になる。
- ・ 聴覚障害からくる情報不足を視覚に訴えること（点滅灯、旗、視覚情報機器等）により補う。
- ・ 登下校時に発災の際には、周囲の人に合図をして（聴覚障害者であることを伝える）、周りの状況を教えてもらい安全な場所への誘導を依頼できるように指導しておく。

##### (3) 肢体不自由特別支援学校

- ・ 児童・生徒の心理的な不安を取り除く配慮をするとともに医療的なケアを含め、障害の程度や発達段階に応じた安全を確保し、健康を保持する。
- ・ 車いすや移動補助装具への配慮をし、安全な避難経路を確保しておく。
- ・ 児童・生徒の外出時には、連絡先等を記したカードを常に携帯するように指導する。

##### (4) 知的障害特別支援学校

- ・ 発災後、直ちに児童・生徒の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。
- ・ 児童・生徒を指示に従わせて落ち着いて行動させる。
- ・ 登下校時に発災においては、自力通学生の避難は、警察等の指示に従い一時避難をし、学校や家庭と連絡を取るように指導する。また、連絡先等を記したカードを常に携帯するように指導する。

##### (5) 病弱特別支援学校

- ・ 発災後、直ちに児童・生徒の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。
- ・ 健康観察を直ちに行い、病状の変化があった場合には、校医、養護教諭と共に応急措置をとるとともに、病院との連携を迅速に行う。

##### (6) 寄宿舎

- ・ 寄宿舎指導員は、直ちに児童・生徒の部屋を回り、人員の確認をする。揺れが収まった後、児童・生徒を安全な場所へ誘導する。

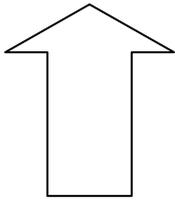
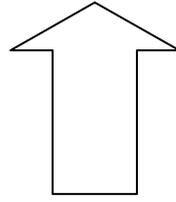
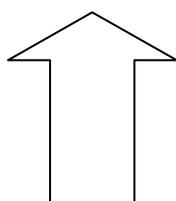
##### (7) 分教室

- ・ 病院等の職員と共に児童・生徒の安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。

##### (8) 訪問教育の場合

- ・ 保護者と共に、児童・生徒の安全を確保し、病状の変化があった場合には病院等との連携を迅速に行う。

学校危機管理計画に基づく、学校が保護者へ周知するため作成する状況別対応一覧（例）

パターン	生徒在校中	生徒登下校中	スクールバスによる登下校	校外活動時
<p>【状況①】 学区域または都内で大きな被害 <b>バス・電車とも不通</b> <b>電話・メールが不通</b></p>	<p>○大きな被害がでていますので、引き渡し体制をとります。可能な方法で学校へ引取りに向かってください。 ※保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	<p>○生徒は自宅か学校の近いほうに向かいます。電車・バスに乗車中はその指示に従います。帰宅してこない場合は通学経路を確かめながら、学校へ引取りに向かってください。 ※学校に登校した（戻った）生徒は保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	<p>○状況により、停止しているか、学校に戻るか、避難が可能な場所に移動します。道路状況を判断してバス経路を確かめながら学校へ引取りに向かってください。 ○登下校時とも、発車前に地震が発生した場合は運行を中止します。</p>	<p>○遠い場所で地震・災害に遭遇した場合は、そこで避難します。配布された「行事のお知らせ」で目的地・避難場所等を確認し迎えの準備をしつつ、学校と連絡が取れるまで家庭で待機してください。 ○学校と近い場合は、安全を確認して学校に戻りますので、学校へ引取りに向かってください。</p>
<p>【状況②】 学区域では大きな被害はないが、他地域で大きな被害 <b>バス運行・電車不通</b> <b>電話・メールが不通</b></p>	<p>○状況に応じ、学校での活動は継続しますが、帰宅困難等が予想されます。可能な方法で学校へ引取りに向かってください。 ※保護者又は代理の方の引取りがあるまで、学校で保護します。</p>	<p>○同上</p> 	<p>○道路状況に問題がなければ、そのまま運行するか、教員が同乗して運行します。バス停でお待ちください。 ○登校時の発車前に地震が発生した場合、運行を中止することがあります。 ○下校時はバス停に迎えがなければ学校に戻ります。学校へ引取りに向かってください。</p>	<p>○同上</p> 
<p>【状況③】 学区域では大きな被害はないが、他地域で大きな被害 <b>バス・電車とも運行</b> <b>電話・メールが不通</b></p>	<p>○下校時刻を目処に学校へ引取りに向かってください。 ※生徒は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護します。</p>	<p>○生徒の帰宅を待ってください。 ○帰宅時間を過ぎても帰ってこない場合は学校へ引取りに向かってください。 ※学校に登校した（戻った）生徒は連絡手段が復旧するまで学校で保護します。</p>	<p>○同上</p> 	<p>○校外行事を取りやめ、状況を判断して学校に戻ります。周辺の状況を確認して学校へ迎えに向かってください。 ○地震発生時に解散場所へ迎えに向かっていた方は、解散場所を確認した後、学校へ向かってください。</p>
<p>【状況④】 下校時刻までに交通機関や通信網も復旧 <b>バス・電車とも運行</b> <b>電話・メールがつながる</b></p>	<p>○生徒は通常下校します。状況によって学校より連絡します。</p>	<p>○生徒は登下校を続けます。状況によって学校より連絡します。</p>	<p>○そのまま運行します。</p>	<p>○校外活動を取りやめ、学校に戻る可能性があります。状況によって学校より連絡します。</p>

※ なお企業等において一斉帰宅抑制に係る指示が出ている保護者の方は、その指示に従うものとします。

# 地震災害

# 知的障害特別支援学校の対策概要

## ■ 児童・生徒在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒の行動
<p>(突然の大揺れ) 恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応が起こる外へ飛び出そうとする者、動けなくなる者がいる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。)</p> <p>大揺れが終息する。</p> <p>余震に備える。</p> <p>火災拡大、余震による崩壊危機→避難</p> <p>学校宿泊時の対策</p>	<p>○落ち着いて行動するように言葉かけをして安心させる。</p> <p>○教室では、児童・生徒に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。</p> <p>○体育館、校舎の側では頭、首を持ち物か両手でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように指示する。</p> <p>○棚、ロッカーから離れるよう指示</p> <p>○パニックを起こしやすい子、不安定な児童・生徒はしっかりと手をつなぐなどして安心させる。</p> <p>○人員の確認をし、校内放送やハンドマイクで、手分けして安全な場所へ移動させるように指示を与え、残留児童・生徒がいないかを確認して歩く。</p> <p>○負傷者の収容と手当</p> <p>○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始 火の始末（都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ）／出火の確認（化学薬品など）／負傷者の確認／閉じ込められていないか確認／保健室のスタンバイ／危険箇所の発見と立入り規制設定（特に校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など〕／鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検）特別教室の安全点検等／避難経路の安全確認</p> <p>○出火発見の場合…大声で周知、消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、児童・生徒の安全誘導</p> <p>○校庭への避難集合指示(降雨、降雪、強風の気象下では別途指示を与える。)</p> <p>○危険箇所の発見と除去又は立入禁止措置の実施</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施</p> <p>○保護者との連絡</p> <p>○教職員・児童・生徒の寝食の準備</p>	<p>○机の下に入り、机の脚をつかむ窓と反対側に向く。</p> <p>○教室の外へ出て行かない。</p> <p>○頭、首を持ち物か両手でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。</p> <p>○棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。</p> <p>○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。</p> <p>○校舎外にいる児童・生徒は校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <div data-bbox="1053 1205 1430 1736" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>避難の際の注意事項</b></p> <p>①パニックを引き起こしやすい児童・生徒は、まずは座らせること落ち着かせることが大切</p> <p>②安全な場所まで移動するまでは教員は児童・生徒の手を握って一緒に歩くようにする。</p> <p>③いざという時に迷わないように日頃からの訓練を継続する。</p> </div>

地震災害

肢体不自由及び病弱特別支援学校の対策概要

■ 児童・生徒在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒の行動
<p>(突然の大揺れ) 恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応が起こる 発作をおこしたり、体調が急変したりする者がいる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。)</p> <p>大揺れが終息する。</p> <p>余震に備える。</p> <p>火災拡大、余震による崩壊危機→避難</p> <p>学校宿泊時の対策</p>	<p>○落ち着いて行動するように言葉かけをして安心させる。</p> <p>○教室では、児童・生徒を教室の中央に集める。</p> <p>○体育館、校舎の側では壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように移動させる。</p> <p>○棚、ロッカーから離れるよう移動させる。</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○人員の確認をし、校内放送やハンドマイクで、手分けして安全な場所へ移動させるように指示を与え、残留児童・生徒がいないかを確認して歩く。</p> <p>○負傷者の収容と手当</p> <p>○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始 火の始末(都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ) / 出火の確認(化学薬品など) / 負傷者の確認 / 閉じ込められていないか確認 / 保健室のスタンバイ / 危険箇所の発見と立入規制設定(特に校舎外の建造物 [ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など] / 鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検) 特別教室の安全点検等 / 避難経路の安全確認</p> <p>○出火発見の場合…大声で周知、消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、児童・生徒の安全誘導</p> <p>○児童・生徒を校庭へ避難集合させる(降雨、降雪、強風の気象下では別途行動を考える。)</p> <p>○危険箇所の発見と除去又は立入禁止措置の実施</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施</p> <p>○保護者との連絡</p> <p>○教職員・児童・生徒の寝食の準備</p>	<p>○自力で移動可能な児童・生徒も教室の外へ出て行かない。</p> <p>○車いすを使用している児童・生徒のうち、上肢が動かせる者は頭部等の保護をする。</p> <p>○自力で移動可能な児童・生徒は壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。</p> <p>○自力で移動可能な児童・生徒は棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。</p> <p>○校舎外にいる自力で移動可能な児童・生徒は校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <div data-bbox="1046 1106 1436 1800" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>避難の際の注意事項</b></p> <p>①生徒を移動させる際は、ストレッチャー、車いす、教員が背負うなど一人一人に合った対応をとる。</p> <p>②移動の際は酸素マスク、チューブなどの状態を常に点検し、慎重に移動させる。</p> <p>③児童・生徒の健康観察を常に行い、容態の急変に気を付ける。</p> <p>④医師、看護師等と連携をとり、児童・生徒の健康状態に気を付ける。</p> <p>⑤いざという時に迷わないように日頃からの訓練を継続する。</p> </div>

地震災害

視覚障害及び聴覚障害特別支援学校の対策概要

■ 幼児・児童・生徒在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒の行動
<p>(突然の大揺れ) 教室、特別教室、体育館 (教職員が近くにいる場合)</p> <p>(緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。)</p> <p>大揺れが終息する。</p> <p>余震に備える。</p> <p>火災拡大、余震による崩壊危機→避難</p> <p>学校宿泊時の対策</p>	<p>○落ち着いて行動するように言葉かけ (手話等を含む) をして安心させる。</p> <p>○教室では、児童・生徒に机の下に入り、机の脚をつかむように指示する。</p> <p>○体育館、校舎の側では頭、首を持ち物か両手でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように指示する。</p> <p>○棚、ロッカーから離れるよう指示する</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○人員の確認をし、手分けして残留児童・生徒がいなかったかを確認して歩き、児童・生徒を安全な位置に誘導し、落ち着かせる。</p> <p>○負傷者の収容と手当。</p> <p>○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始する。 火の始末 (都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ) / 出火の確認 (化学薬品など) / 負傷者の確認 / 閉じ込められていないか確認 / 保健室のスタンバイ / 危険箇所の発見と立入り規制設定 (特に校舎外の建造物 [ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など] / 鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検) 特別教室の安全点検等 / 避難経路の安全確認</p> <p>○出火発見の場合…大声で周知消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、生徒の安全誘導</p> <p>○児童・生徒を校庭へ避難集合させる (降雨、降雪、強風の気象下では別途行動を考える。)</p> <p>○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施</p> <p>○保護者との連絡</p> <p>○教職員・児童・生徒の寝食の準備</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>(盲学校では)</b> 周囲の状況が平常時とどのように変化したのかを把握することは難しいので、簡潔に状況を説明しながら具体的な行動を指示していく。</p> <p><b>(ろう学校では)</b> 教員と児童・生徒ができるだけ近くに集まり指示が伝わるようにする。揺れが収まったら状況を簡潔に伝え、教員の指示どおりに動くことを指導する。</p> </div> <p>○机の下に入り、机の脚をつかむ窓と反対側に向く。</p> <p>○教室の外へ出て行かない。</p> <p>○頭、首を持ち物か両手でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。</p> <p>○棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。</p> <p>○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。</p> <p>○校舎外にいる児童・生徒は校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>避難の際の注意事項</b></p> <p><b>(盲学校では)</b></p> <p>①児童・生徒が前の児童・生徒の肩につかまるなどして、はぐれないようにする。</p> <p>②いざという時に適切な動きができるように日頃から訓練をしておく。</p> <p><b>(ろう学校では)</b></p> <p>①児童・生徒が光などの警報合図ですばやく行動できるようにする。</p> <p>②いざという時に適切な動きができるように日頃から訓練をしておく。</p> </div>

(9) 特別支援学校における自立（一人通学）登下校中の対応

校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○在校中の教職員は、児童・生徒を校庭に避難するよう指示する。</p> <p>ただし、津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員を点呼する。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>・所在不明な児童・生徒については連絡班に状況を確認する。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>・（なお不明な場合）保護者に連絡・確認する。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>・（なお不明な場合）登下校コース付近の避難所等に連絡・確認する。</li> </ul> <p>○児童・生徒の所在確認は、あらゆる手段を用いて行い、所在が判明した場合は直ちに現場に出向き、救護と状況確認を行う。</p> <p>○児童・生徒の安否を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の被災状況について学校経営支援センター管理課に報告する。</p> <p>○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒の心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>○手近なカバンや上着等で頭部を守る。</p> <p>○大きな揺れが収まったら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車・バス車中は、運転手・駅員等の指示に従う。</li> <li>・徒歩の際は、垂れ下がった電線に近づかない。</li> <li>・すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。</li> </ul> <p>○身動きが取れない場合、周囲に対して援助を求め、安全な場所への誘導をお願いするなど、自らの身を守るための行動を起こす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先等を記したヘルプカードを、周囲に提示する。</li> <li>・周囲に合図、声がけをして、自分の障害の状態等を知らせる。</li> <li>・負傷した場合、大きな声を出すなどして、近くの人に助けを求める。</li> </ul> <p>○在校中の児童・生徒は、教職員の指示に従い、行動する。</p>

## (10) スクールバスでの登下校に係る対応

### ■児童・生徒在校中に大地震発生の場合

#### ○運行不可能の場合

学校災害対策本部設置→家庭と連絡をとる→引渡し場所、時間等について確認する。

### ■登下校途中で大地震発生の場合

#### 1 運行の可否を見極める

##### ○運行可能の場合

[登校中] 安全を確認しながら、学校と携帯電話等で連絡をとり、そのまま学校へ進むことについての指示を受ける。安全を確認しながら、また、学校から指示を受けながら移動する。警察や消防など公的防災機関の指示に従う。

連絡が取れない場合は、原則として学校へ進む。または、運行可能な範囲で、あらかじめコース近辺に設置された避難所に向かう。

[下校中] 学校と携帯電話等で連絡をとりながら進行する。

連絡が取れない場合は、原則として学校へ戻る。または、運行可能な範囲で、あらかじめコース近辺に設置された避難所に向かう。

##### ○運行不可能の場合（「立ち往生」状態）

一般道路の車両通行は、地震の大揺れを感じたときは、静かに左端に寄せて停車し、カーラジオで情報を聞きながら待機することになっている。運転、進行は警察や防災関係機関に制止される。

スクールバス（以下SBという。）も例外ではない。同乗責任者又は運転者は本校と携帯電話等で連絡をとり、指示に従う。警察や防災関係機関の指示があるときは、その内容を学校に連絡し、居場所や車内の状態を伝達する。

#### 2 学校災害対策本部の役割

- (1) SBの停車位置を確認する。その付近の避難場所を照会、認識する。
- (2) 地図を用意し、停車位置をマーク、移動があれば印を落として記録する。運行表と照合し、追跡する。
- (3) 児童・生徒の欠席の届出等を確認し、乗車している児童・生徒と照合する。

#### 3 家庭への電話連絡

児童・生徒を保護している場所（学校又は避難所）について、保護者に連絡する。

#### 4 自転車若しくは徒歩による現場への支援

各コースのSB係が、停車地点へ赴き、状況を把握し、学校災害対策本部に連絡する。

## 5 学校施設・設備の安全確認と対応

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

### (1) 学校施設・設備の安全確認等

学校施設・設備の安全確認等は、主に二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行う。巡視時はヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、巡視点検場所・項目一覧等を持って、校内を巡視する。

**ア** 発火しやすい室（管理諸室・理科室・家庭科調理室・給食調理室等）を優先的に巡視し、初期消火が可能な発火に対しては、消火活動を行う。

理科室・家庭科室については、化学薬品・包丁等が放置されていないかを確認する。放置されている薬品等は格納し、施錠する。

**イ** 都立学校では耐震補強工事が完了しているが、校舎等が倒壊していなくても、万が一、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合には、余震により崩壊する可能性があるため、そのような場所には、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。場合によっては、避難所としての機能の停止を行い、学校経営支援センターに危険度判定を要請する。

**ウ** 校舎等の躯体が安全と思われても、落下・倒壊の恐れがある箇所（脱落しかけた天井、はくりした壁、落下しかけた照明器具等の非構造部材、倒壊しかかった防球ネット・フェンス・擁壁等）は、余震により落下、倒壊する可能性があるため、人為的に落下、倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。被害の状況判断が難しいようであれば、学校経営支援センターに相談する。さらに、破損箇所の修繕を学校経営支援センターに依頼する。

**エ** 破損、ひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼る（図1参照）。

**オ** 横転しかかっている物品（ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等）は、横に寝かせて安定させる。

**カ** エレベーターの中に閉じこめられている人がいないか確認し、いなければ、エレベーターを使用できないように施錠する。中に人がいる時は、エレベーター会社に連絡し、救出の依頼をする（連絡先を災害時緊急連絡先一覧に整理しておく。）。

**キ** 避難所スペースとして開放しないことをあらかじめ定めてある校長室、職員室、経営企画室、化学実験室、備蓄倉庫、保健室等は施錠し、立入禁止の掲示をする。

**ク** 防火シャッターが地震により自動的に下がっている場合、原則として復旧させない。

なお、復旧させる必要があり、かつ、危険のおそれがない箇所は復旧させる（図2参照）。

**ケ** 都教育委員会は、平成21年3月に「震災時における電気設備等の応急対策業務に関する協定」を、平成22年6月に「震災時の防水等の応急対策業務に関する協定」を其々の協会及び協同組合と締結している。必要に応じて所管の学校経営支援センターに要請する。

### (2) 学校を避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとして利用するための応急対策

**ア** 避難者・帰宅困難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。

**イ** 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

図1

窓ガラスにシールをはる。

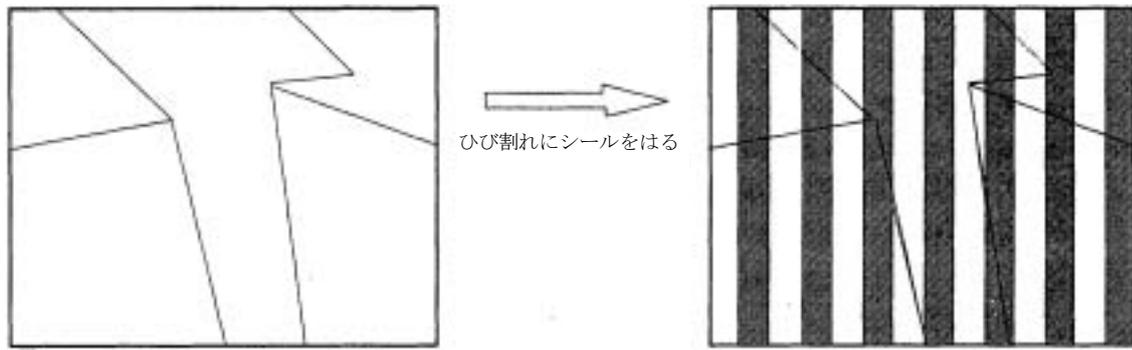
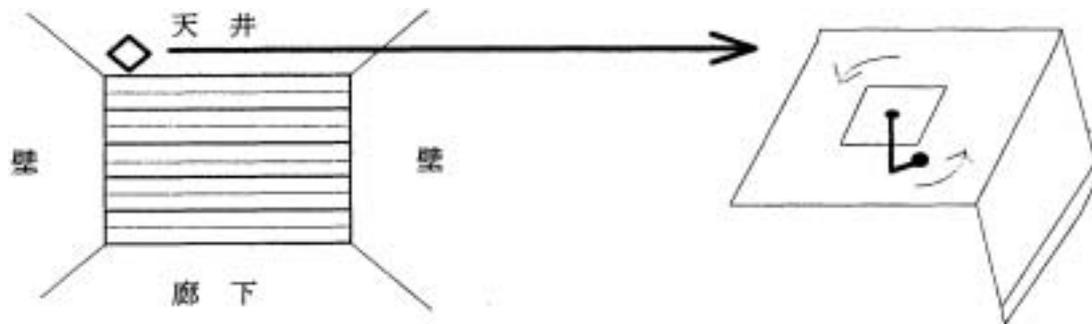


図2

防火シャッターそばの天井又は壁にあるふたを開け、ハンドルを回して（又はチェーンを引き出して）シャッターを巻き上げる。



## 6 ガス、電気、上水道の安全確認等

都立学校では、ガス、電気、上水道の安全確認等について次のとおり行う。

なお、区市町村立学校においては、区市町村教育委員会及び区市町村防災主管部局の定めるところによる。

### (1) 都市ガスの安全確認等

家庭用ガスにはガスメーター付近に地震を感知し遮断するマイコンメーターが設置され、より安全なシステムが整備されてきている。しかし、学校へのガス供給管はその口径がやや大きく、現在のところそのような自動遮断弁の設置は少ない状況である。

#### ア 地震発生時の対応

##### <ガス遮断機能が無い場合>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。  
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

##### <ガス遮断機能がある場合 → ①から③までは共通である。>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。  
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

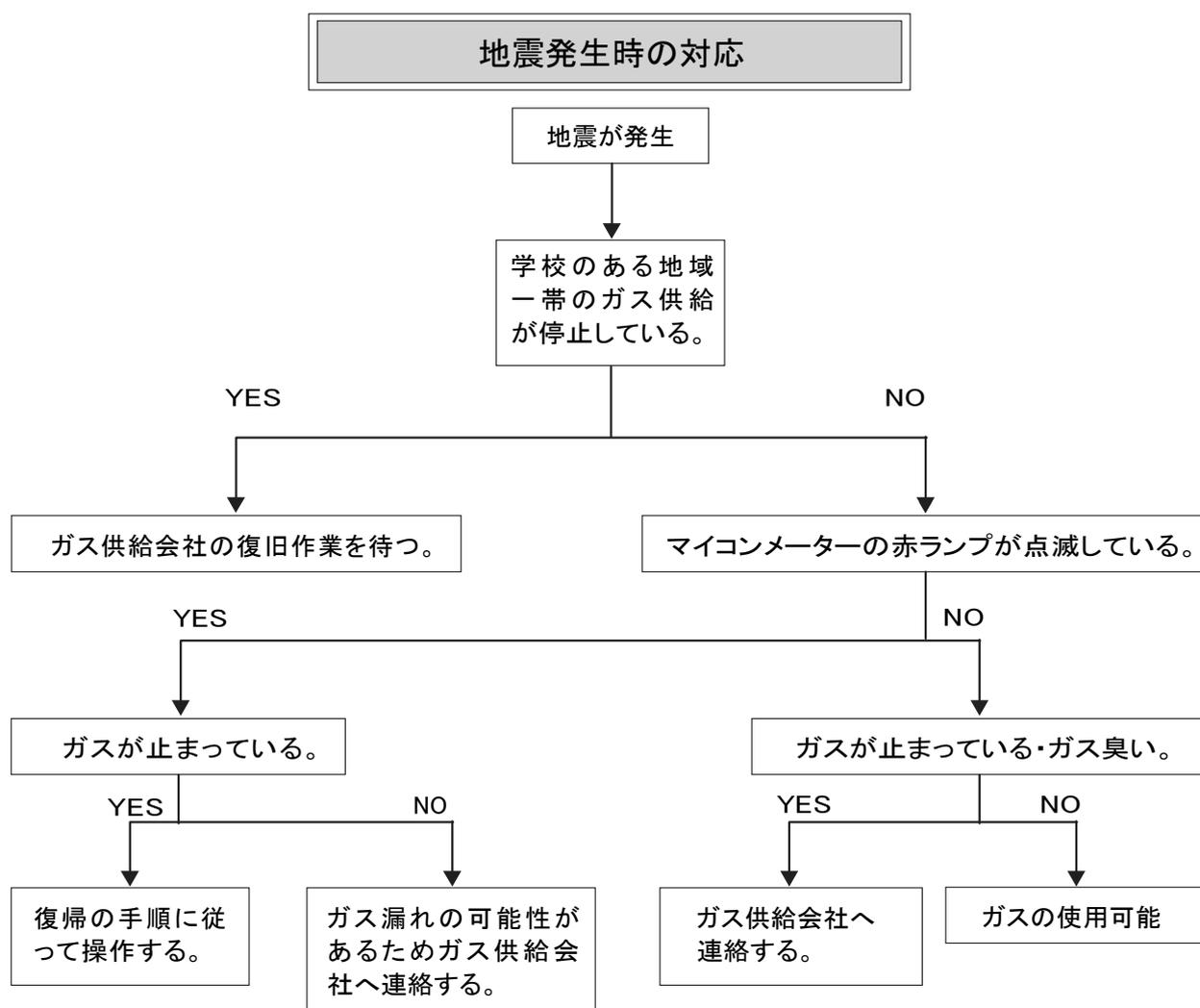
「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

- ④ マイコンメーターが遮断したとき。

マイコンメーターが遮断した場合、マイコンメーターの赤ランプが点滅するので、マイコンメーターに添付してある復帰の手順に従って復帰操作を行う。ガス漏れなどの異常がない場合には、復帰してガスが使えるようになる。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合は、マイコンメーターから上流で地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合は、学校においてガス漏れなどの異常がなくとも、すぐにガスが使えるようにはならない。マイコンメーターから上流のガス供給が停止しているかどうかはマスコミやインターネット等を通じて行われるガス供給会社の広報により確認する。

- 注意 赤ランプが点滅している場合は、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭くないか十分確認する。ガス臭いときは、ガス供給会社へ連絡する。



## 2 参考

### <都市ガスの安全装置>

原則として、120号※1以下のガスメーターはマイコン制御器を組み込んだ安全装置付きガスメーター（以下、マイコンメーター）である。マイコンメーターは震度5強相当以上※2の揺れを感知したときにガスを遮断する※3。マイコンメーターは地震発生時や地震直後にガスの流量を検知した場合に危険と判断するため、次の場合には遮断を行わない。

- ・地震発生時にガスを使用していなかった場合
- ・地震によるガス漏れなどの異常がなかった場合ただし、平成10年1月以降に製造された1～6号メーターについては、ガスの使用の有無にかかわらず震度5強相当以上で遮断する。

※1 号数とは、ガスメーターが1時間当たりに流すことが可能な最大のガス量（ $m^3$ ）のことを示し、120号=120 $m^3$ /hとなる。一度に使用するガスの量が増えると号数も大きくなる。号数はメーターの刻印若しくはガス供給会社に問い合わせることで確認できる。

※2 震度は気象庁発表によるものではなく、メーターでの揺れ方で判断するので、地震、建物の構造や高さなどの状況により、震度5強未満でも作動することがある。

※3 マイコンメーターは全てのガス漏れを遮断したり、ガス爆発事故や火災などのあらゆる事故を完全に防止したりするものではない。

(2) LPガスの安全確認等

ア 火の始末

使用中のガス器具の器具栓、元栓の閉止 → 出火した場合は直ちに消火

イ ガス管理

メータガス栓・容器収納庫等に設置しているLPガス容器バルブの閉止

- 地震感知器内蔵マイコンメーターや対震自動ガス遮断機が別途設けられていても、容器周りのガス漏れ対策上から容器バルブは閉止する必要がある。

容器転倒防止装置の確認

- 容器収納庫の鍵の管理に注意する。

ウ 校舎内外の点検及び復旧

ガス漏等の点検実施 → LPガス販売業者へ緊急点検の要請 → 使用可能の認定 → 使用再開

- 地域によっては、区市町村からLPガス使用禁止の要請がされることもあり、ラジオ、テレビ等の情報に十分注意する。
- LPガス販売業者への非常時連絡先はあらかじめ調べておく。また、当該販売業者も被害に遭うなど、緊急点検等に応じられないことも予想される。当該業者に代わり、緊急点検を行える者の連絡先も併せて調べておく。

(3) 電気の安全確認等

漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急対応に取り組む。

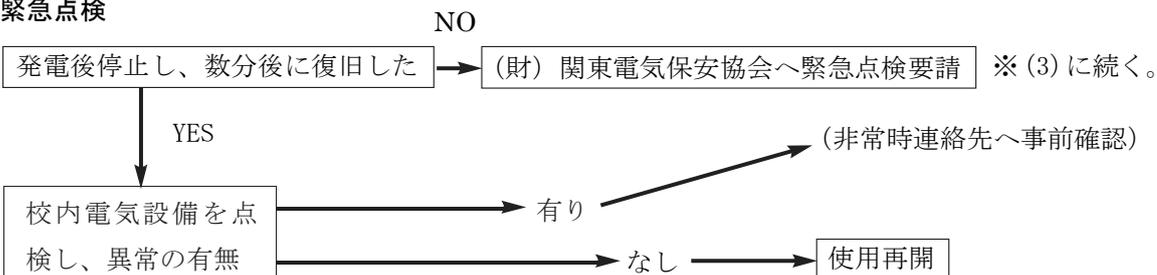
ア 安全確保

校内受変電設備には絶対にさわらない。このことは遵守する。

水に浸かった電気器具の使用禁止  
切れた電線には絶対にさわらない。  
コンセントからプラグを抜く。

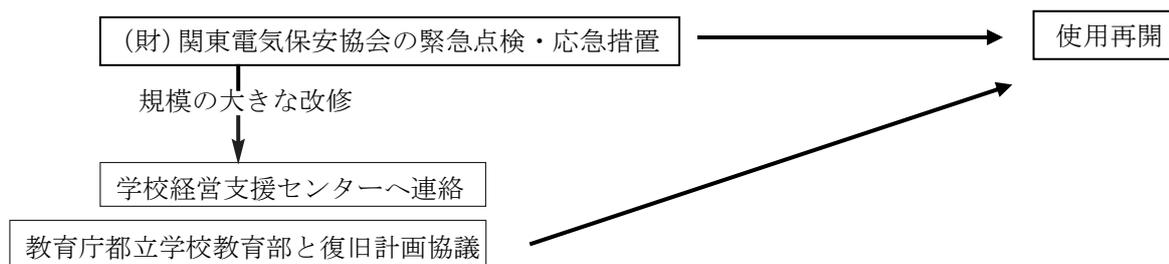
二次災害防止のため、児童・生徒や  
避難者に対し指導、周知する。

イ 緊急点検



- 使わない電気器具は、コンセントからプラグを抜く。

## ウ 復旧



- 緊急点検の要請を受け、出動してきた（財）関東電気保安協会職員は、当該学校電気設備の設置場所に不案内の場合もある。その場合には、教職員が校内電気設備に案内する。
- 東京電力（株）が学校内外で行う電気工事等の情報を（財）関東電気保安協会職員に提供する。
- （財）関東電気保安協会の点検により、構内の電気配線の断線があるようであれば、学校経営支援センター管理課に連絡し、（社）東京電業協会等により修理を行う。

## エ 学校が避難所となった場合

① 避難者への要請

- 電気器具の勝手な使用は停電の恐れがあるため、電気器具の使用に当たっては、教職員（（財）関東電気保安協会職員を含む。）の指示に従う。
- 校内受変電設備・分電盤には手を触れない。

② 東京電力（株）への連絡

- 電力供給復旧作業の優先的な実施を受けるために連絡する。

（東京電力（株）では、どの学校が避難所となっているか把握していない場合がある。）

※東京電力（株）では、「東京都地域防災計画」との整合性をとりながら「防災業務計画」（平成18年7月修正）を策定しており、これに基づき防災体制の確立、災害予防、災害応急対策、災害復旧業務等に当たっていると

### ① 電力供給体制と電力設備の耐震性

(a) 電力を供給する送電系統は複数の送電線からなっているため、片方のルートに故障が発生しても、連携している別のルートからの送電が可能となっている。

また、他の電力供給会社の電力系統と連携しているため、緊急時には供給応援を受けることもできる。

(b) 発電設備・変電設備・配電設備等の耐震性は、大規模な地震に耐えられるよう造られている。しかし、火災や建物倒壊などが生じた場合は、その影響により供給設備にある程度の被害が生じることも考えられる。

### ② 復旧業務について

平常時から準備している復旧用資機材等を活用し、災害状況や設備の被害状況を把握した上で、電力供給上復旧効果の最も大きいものから実施するが、病院等の医療施設や官公庁等の公共機関に対しては、優先的に復旧を行う。

### ③ 送電について

(a) 停電直後数分間のうちに、試送電を行い、電力供給設備及び需要家の受変電設備共に安全が確認できれば、送電を開始する。

(b) 電力供給設備又は需要家の受変電設備のいずれかに支障があれば、送電しない。そして、受変電設備に支障がある場合、引込開閉器により供給設備側と切り離し、受変電設備復旧工事完了まで送電しない。

(c) 需要家の受変電設備復旧工事が完了したときには、電気主任技術者（（財）関東電気保安協会職員）の要請に基づき、立会協議の上、送電する。

**※(財)関東電気保安協会等の対応**

- ① 非常災害時には、地域ごとにある各事業本部に「事業本部対策本部」を設置し、職員を招集する。参集した職員は、受託重要施設へ被害状況を問い合わせた結果や出動要請等に基づき出動する。

なお、非常災害時の避難所は、病院、防災対策関係官庁、警察署、消防署、通信報道施設、公共地下道施設、ガソリン等危険物取扱施設と同様、重要施設として優先的に対応する。

② 出動時の点検について

- (a) 供給側配電設備に支障がある場合は、東京電力(株)と連絡を取り合い、復旧予定等を確認するとともに学校が電力供給を受けるに当たり、事前に受電設備の異常の有無を点検する。
- (b) 学校の受電設備に支障がある場合は、停電原因を調べ、応急措置で復旧できる場合は措置し、応急措置で復旧できない場合は、改修内容を指示する。改修されるまでの間、危険がないよう処置する。
- (c) 負荷設備のうち、早急に使用したい電気機器の安全確認を行う。負荷の使用機器まで送電されている場合でも、使用中の機器の安全確認及び遮断機・電線類等の損傷・過熱等異常の有無を確認し、ブレーカーが動作している回路は動作した原因を調査し、必要により応急措置を実施する。

○ 特別支援学校全校への非常用発電設備の設置

- ・ 災害発生後、電力会社の送電線路が故障し停電した時に、この発電機からの電気を校内の要所(体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等)へ給電するための設備である。これらの要所には非常時に使用できるコンセントが設置してある。また、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コードなど一式が各校に備えてあるので、防災訓練等の機会に、点検をしておく。
- ・ 発電機は電力会社の電気が停電すると自動的に始動する(復旧すると自動的に停止する。)
- ・ 発電機の運転可能時間は、学校によって異なることから事前に確認しておく。
- ・ 災害に備え、発電設備の定期点検整備、災害時用照明器具の点検及び使用訓練をしておく。

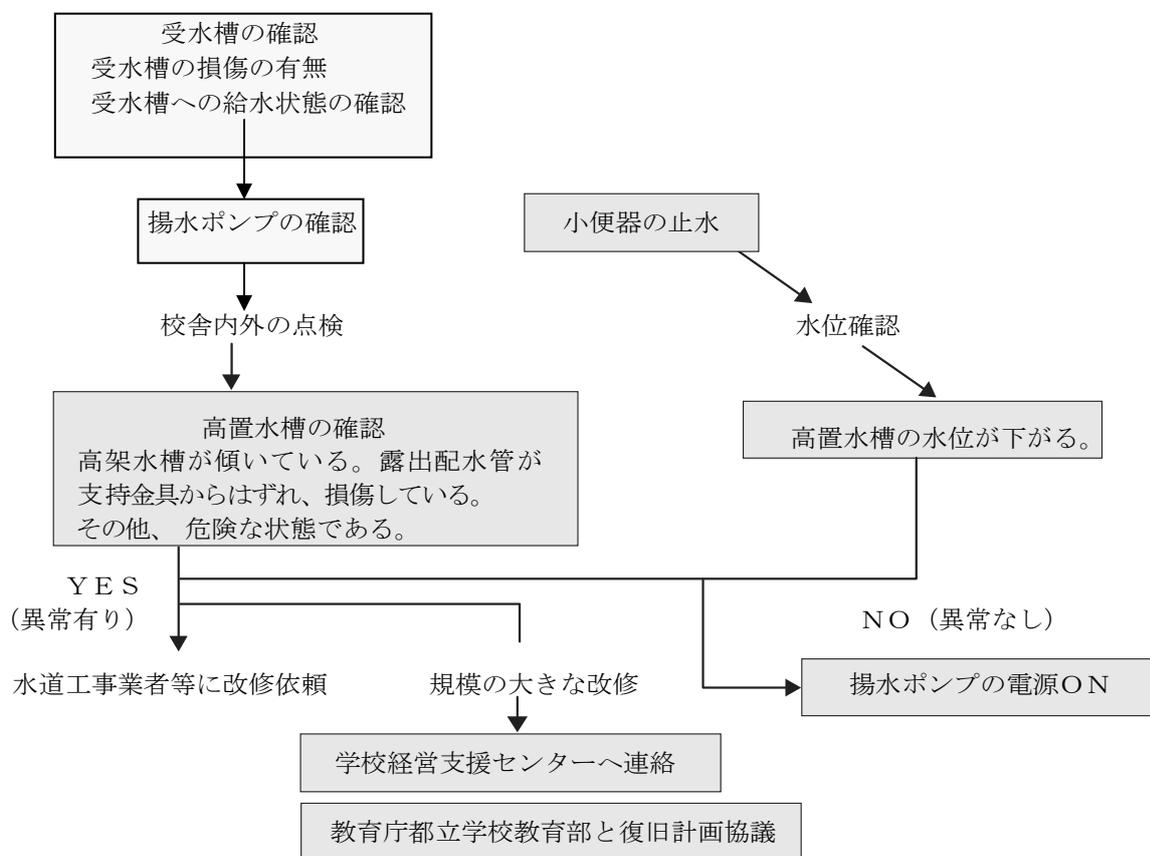
○ 都立学校全校への非常用発電設備の増設

- ・ 東日本大震災を踏まえ、全都立学校に災害時帰宅支援ステーションや避難所になった場合の照明や情報収集用パソコン等の小型電気機器の機能確保のため、平成23年度補正予算で非常用発電機を追加購入し、都立学校における防災機能の強化を図った。

#### (4) 上水道の点検等

##### ア 緊急対応

児童・生徒・教職員に加えて、避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとしての飲料水確保も必要であり、水の確保の重要性から、発災後は、速やかに校舎内外（宅内給水管等）を点検し、次の緊急対応に取り組む。



##### イ 留意事項

- 受水槽や高置水槽内には相当量の水が貯留されており、この水は、諸般の状況により異なるが、発災時には、およそ2日間程度は飲料水として使用できる。
- 生徒・教職員用にペットボトルの水が3日分備蓄されている。また、災害時帰宅支援ステーション用にもペットボトルの水を備蓄している。その他、避難所に指定されている都立学校の中には避難所用としてペットボトルの水を備蓄しているところもある。
- 都立学校全校に配備しているろ水器は、プールの水をろ過して飲料水としても利用できる。
- プールの水は、消防用水利としても利用されることがある。
- 水の利用方法については、避難所運営に当たる区市町村防災担当部局等の意向や給水車の配車計画等を考慮し、飲料水・生活用水等の優先度を決め、活用していくことが大切である。
- 受水槽以下給水管等の損傷に備え直接給水栓を設けている場合は、必要に合わせそれを活用する。
- 断水後給水が再開されたとき、赤水の発生が考えられるが、目で見て、通常時の水の色に近くなるまで排水するなどして対応する。その他問題があると認められる場合は、水道局営業所、区市町村災害対策本部等に連絡し、指示を受け、対処する。
- 漏水時に迅速な対応をするため、給水管の主要バルブの取付場所、行き先（系統）を把握しておく。
- 受水槽に「緊急遮断弁装置」が取り付けられている場合は、地震を感知すると自動的に揚水

ポンプへの給水を遮断し、ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧の操作が必要である。このため、教職員は定期的に操作訓練を実施する必要がある。

- 全都立学校に「プール排水管緊急遮断弁装置」が取り付けられている。受水槽と同様に地震を感知すると排水管を遮断し、プールろ過ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧操作が必要である。

#### ウ 東京都水道局による水道施設復旧活動

- ① 水道施設の応急復旧は、被害状況を把握し、復旧方法及び復旧態勢等を定める復旧計画に基づき実施する。
- ② 管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位（別表）に基づき、段階的に復旧作業を進める。
- ③ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。
- ④ 応急復旧は、送・配水管及び給水管の被害箇所について、立ち上がり水栓（仮設の蛇口）等を設置するまでの過程を対象とする。
- ⑤ 地震発生後3日間は、被害状況調査、配水調整作業及び首都中枢機関等への供給管路の被害箇所の復旧を行い、4日後から本格的な復旧作業を開始し、早期の復旧に努める。

別表 <優先復旧一覧>

順位	配 水 施 設
1	あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 (首都中枢機能等の継続性を保持するための当該施設に至る管路)
2	あらかじめ定める第一次重要路線 (送水管及び広大な区域を持つ配水本管)
3	あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 (配水本管及び小管の骨格となる路線)
4	第1位から第3位までのものを除くほか、給水上極めて重要な路線 (応急給水施設、避難所等に至る管路)

(注：以上の順位に入らない対象がある。)

## 第2 避難所等としての対応

大震災時には、区市町村からの要請に基づき都立学校245施設中201施設が避難所（特別支援学校は福祉避難所）として利用される（平成25年3月現在）（第4編資料3-4-1「都立学校の避難所指定に関する要綱」参照）。避難所の設置主体は区市町村であるが、避難所となる学校は、あらかじめ学校危機管理計画において定めてある避難所支援に関する運営計画に基づき、避難所の開設・運営に協力・支援し、防災市民組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にして円滑な運営に努める。

なお、発災時刻や学校の状況によって、少人数で避難所運營業務に従事しなければならない場合も考えられるので、日頃から、地域、防災市民組織との連携に努め、発災初期から、防災市民組織、避難者（避難者自治組織）の協力を得て、避難所運営に当たるようにする。

また、大地震により公共交通機関が停止した場合、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまで待機する場所がないことが想定される。都立高校は、そうした帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」の候補施設として指定を受けており、発災時には最長で3日間帰宅困難者を受け入れることとなる。

あわせて、徒歩による帰宅が可能となった場合には、多くの徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水・トイレ・沿道情報を提供する施設として、島しょを除く全都立学校が「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。

避難住民や帰宅困難者の受入れに当たっては、受入人数の限度を超えることも想定し、近隣の避難所等を把握し、十分な連携を取ることも必要である。

避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等の関係は次ページのとおり。

### 1 概要

校長は、災害時において、あらかじめ定めた学校危機管理計画に基づき避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、基本的には、区市町村防災担当部局職員が担当する。しかし、発災初期の段階においては、区市町村首長部局職員による対応が困難な場合も想定されるため、教職員がリーダーシップをとることが期待されている。

なお、避難所の管理運営については、日頃から区市町村防災担当部局と十分な調整をし、区市町村防災担当部局、地域住民、学校それぞれの役割を明確にしておく。

また、現在、避難所指定を受けていない学校においても、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえると、災害時には、避難所となる場合も想定されることから、以下の項目に準じた対応が必要である。

#### (1) 避難所の開設

震災後、区市町村からの要請に基づき、避難所を開設するに当たって、教職員又は区市町村防災担当部局職員等は避難場所となる体育館、校舎等の安全を確認する。二次災害を防止するため安全確認をするまでの間、厳冬期であっても避難者を校庭で待機させる。

教職員又は区市町村防災担当部局職員等は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、区市町村災害対策本部へ報告する。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町・丁単位で行う。

# 災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割

災害時の都立学校は、児童生徒の生命・身体 of 安全を確保することを第一とし、地域の防災拠点として次の役割が求められている。

平成25年1月現在

学校の役割	目的	運営主体	対象者	学校の対応等	備蓄等	受入施設	指定状況	備考	受入期間(目安)								
									1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
児童・生徒の保護	学校設置者の責務として、児童・生徒等の安全の確保を図る。		幼児・児童・生徒	原則学校で保護する。保護者等に直接引き渡す、又は保護者等と連絡がつき総合的に帰宅可能と判断できる場合に限り帰宅させることが出来る。	3日分の食料、水、毛布、発電機等	教室等		避難者や帰宅困難者と動線を分けて保護する必要がある。									
一時(いつとき)避難場所	区市町村から避難指示が出た場合や火災、家屋倒壊等から一時的に避難する場所	区市町村	地域住民等	住民が自主的に校庭に避難できるように、地元住民に校門の鍵を預けるなど、予め仕組みを作っておく。	—	校庭等	一部学校	更に被害が大きくなったら、広域避難場所へ移動する。他に公園・神社などが指定されている。									
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない外出者等を一時的に受入れる施設(3日間程度)	都(学校)	帰宅困難者	災害時帰宅支援ステーションの業務に準じて、運営する。	食料、水、ブランケット、携帯トイレ、災害用特設公衆電話等	武道場等	島しょを除く全都立高校(候補施設)	島しょを除く全都立高校が「候補施設」として指定されている(地域防災計画に掲載)。特別支援学校は児童・生徒の対応や施設規模等により指定の予定なし。									
災害時帰宅支援ステーション(※)	震災時に徒歩帰宅者に対して、水、トイレ、沿道情報等を提供し、徒歩帰宅を支援する。	都(学校)	帰宅困難者	災害時に帰宅困難者が発生した場合には、原則受入れ支援する。	水、発電機、投光器等(一部学校には食料・毛布あり)	玄関、ピロティ等	島しょを除く全都立学校	都立学校のほか、コンビニ、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が指定されている。									
避難所	自宅が被災した地域住民の受入れを行う。	区市町村	地域住民	学校は区市町村による避難所運営の支援及び施設管理を行う。	食料、水、毛布、トイレ等(区市町村により内容は異なる)	体育館等	都立学校は199校	区市町村から避難所指定の要請があった場合には、原則承認し、協定を締結している。特別支援学校は二次(福祉)避難所となる。									

<受入期間の凡例> ※目安であり、災害時には臨機応変な対応が求められる。

: 受入れを予定している期間

: 受入れをする可能性がある期間

## (2) 災害時要援護者等への配慮

避難所担当者は、災害時要援護者等を把握する。災害時要援護者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境の比較的良好な場所（トイレに近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。この場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。また、運営担当者に女性や外国に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人にも配慮する。

なお、災害時要援護者等については、区市町村災害対策本部と連絡をとり、災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護するための二次（福祉）避難所へ移送ができるときは、移送させる。

## (3) ライフラインの確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期ライフラインの確保に努める。

### ア 飲料水・生活水の確保

発災後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、ペットボトルの水、受水槽、高置水槽、プールの水（ろ水器使用※）を飲料水に使用する。また、地域住民に対して、応急給水槽、給水場の設置場所を知らせる。→※ろ水器は全都立学校に配備し、毎年点検委託しているので、あらかじめ配備場所及び取扱方法について確認しておく。

### イ 電気・照明器具の確保

区市町村が情報連絡手段や照明用電源としての非常用発電機器を確保しているかをあらかじめ確認する。確保している場合は、発災当初において、配給するよう依頼する。

なお、災害時帰宅支援ステーション用として、全都立学校に非常用発電機を配備しているので活用する。また、校長は、懐中電灯を複数、乾電池の予備を保管しておく。

### ウ 燃料（ガスなど）の確保

発災当初の応急的な熱源として、カセットコンロ等を利用する。火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所で使い、避難所スペースでの使用は認めない。

なお、燃料の供給については、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

### エ 応急トイレの設置

水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を利用して使用する。なお、学校敷地内の排水設備の破損等による排水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。この場合、災害時帰宅支援ステーション用に配備している携帯トイレを緊急に使用する。

仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する。トイレが不足する場合、区市町村災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。また、携帯トイレも使いきり、仮設トイレの設置が間に合わない場合は、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分素掘りし、ベニヤ板等で囲み、応急トイレを設置する。これらの場合、区市町村災害対策本部から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。

## (4) 備蓄物資、救援物資等の配給

### ア 備蓄物資の配給

避難所専用物資を備蓄してある学校では、区市町村と協議した上で、避難者に配給する。学校に食糧等が備蓄されていない場合は、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

### イ 救援物資の受入れ

救援物資の受入れについては、区市町村災害対策本部と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。避難所では、受入れ手順等（受入れスペース、分類、管理、配給方法）を定める。また、受入れ時は避難者に協力を求める。

### ウ 配給方法の工夫

物資の配給に当たっては、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い理解を得て高齢者等の災害時要援護者を優先するなど、配給方法を工夫する。

### エ 備蓄物資の充実

校長は、発災時に混乱を生じることがないように都立学校に避難所としての備蓄物資を配備することなど、避難所の運営主体である区市町村に対して避難所用の備蓄物資の充実を要請する。

## (5) 医療救護所の設置

災害時には、多数の負傷者が発生することが予想されるため、東京都地域防災計画において、区市町村長は、医療救護所を設置することになっている。医療救護所では、医療救護班（医師、看護婦等で編成）により医療救護活動が実施される。

なお、状況に応じて、歯科医療救護班や薬剤師班が派遣される。

学校では、避難所となる場合に備え、事前に医療救護所の設置される場所の情報を、区市町村から入手しておく。

ア 医療救護所の設置場所 原則として、次の場所に医療救護所を設置する。

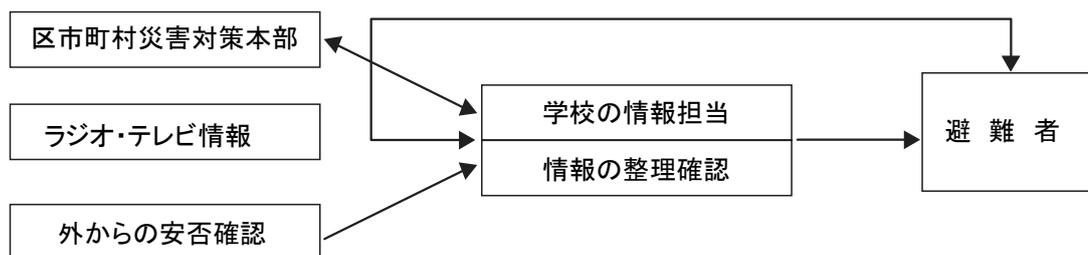
- ・ 被災現場
- ・ 避難所（おおむね500人以上収容の避難所）及び二次避難所
- ・ 医療機関

イ 医療救護所における医療救護班の業務内容

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認

## (6) 情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、避難者名簿（（7）参照）を作成・整理し、対応する。



### ア 情報収集

インターネットやテレビ・ラジオその他の方法で正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供する。また、区市町村災害対策本部と連携し、情報収集に努める。

(情報内容・手段の例)

情報内容	情報手段
災害情報（余震情報、火災情報、津波情報）	・インターネット ・防災無線、電話、FAX ・テレビ・ラジオ ・職員が徒歩・自転車を使う。
被害状況（地域、学校周辺、交通機関の状況）	
救援物資の配給計画（避難所への到着予定等）	

イ 情報提供

発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班の情報担当者は収集した情報をできるだけ早めに提供する。

また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する。

発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。

外からの避難者の安否確認の問合せがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。

避難者の自治組織による運営がされるようになった場合には、打合せ会議等で区市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。この場合、避難所の代表者は、会議出席者が避難者に報告しやすいようレジュメを用意する。

(7) 避難者名簿の整理

避難所支援班の情報担当は、避難者の人数等の把握や避難者の安否確認のための問合せに対応するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、50音順に整理保管する（1世帯1枚作成する。）。

なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。

## 避難者名簿

氏名の最初の50音(2文字)  
例では「とう」

入所日 月 日

転出日 月 日

	ふ り が な 氏 名	性 別	年 齢	住 所	避難所 区域	注2) 承諾の有無
例	とうきょう たろう 東 京 太 郎	男	43	△△・・・	体育館 A区	
1						
2						
3						
4						
5						

注1：転出の際は、総務・情報担当に連絡（有・無）

注2：転出者の移転先住所・電話を記入する。外部からの移転先問合せに対する回答について、本人の承認の有無を確認する。

なお、小中学校に在籍する児童・生徒がいる世帯等については、必ず移転先を確認する。

移転先住所：

電話番号：

### (8) 防災市民組織等との連携

発災初期においては、学校が対応する事項は多岐にわたるとともに、限られた人員によって対応することになる。

このため、教職員は、防災市民組織や避難者等の協力を得て、避難所の開設・管理運営業務の支援や初期消火活動に当たる。

### (9) 避難者自治組織づくりの支援

避難所の運営は、時間の経過とともに、教職員、区市町村防災担当部局職員主体の運営から避難者自身などによる運営に移行させる。

ア 教職員は、避難者自治組織による運営会議を設置するための班分けや代表者の選出などを支援する。

イ 次に、避難者自治組織による運営の初期においては、教職員、区市町村防災担当部局職員も協力し、自治組織のリーダーと十分打合せを行いながら、運営する。

ウ 運営が軌道に乗ってくれば、避難者自治組織が主体的に運営し、教職員は側面的な支援を行う。

### (10) 近隣の避難所指定を受けている施設との連携

発災時には、当初想定されている受入れ人数を超過した人数が非難してくる可能性もあることから、あらかじめ近隣の避難所指定を受けている施設（小・中学校、区市町村立の公民館等）と受入れ可能人数について協議をし、発災時には速やかに他の施設に誘導できる体制を整えておく。

### (11) 一般のボランティアの受入れ

#### ア ボランティア受入窓口

○区市町村 ボランティア受入機関

○東京都 生活文化局都民生活部（5388-3163）及び開設された広域ボランティア活動拠点  
※教育庁では、中央図書館、教職員研修センター、多摩教育センター、埋蔵文化財センターが広域ボランティア活動拠点として指定されている。

#### イ 避難所となる学校

○ボランティア受入窓口 避難所支援担当等

○避難所支援担当等の業務・避難所業務の作業内容・分担等を調整する。

・ボランティア活動の円滑化に努める。

○留意点

・避難所の運営が避難者自治組織に移行した場合は、ボランティアとの連携は避難所支援担当から避難者自治組織（ボランティア窓口担当）に移行させ、教職員は側面から支援する。

### (12) 児童・生徒のボランティア活動

「今回の震災では多くの一般ボランティアに混じって、避難者でいっぱいになった自分たちの学校や様変わりした街の惨状を前に『今の自分に何ができるか』を自らに問いつづけ行動を起こした中学生や高校生の『ボランティア』がいたことも忘れてはならないだろう。震災後、子どもたちは学校にやって来て、極めて自然な形で自分たちにできる避難所のさまざまな運営作業に関わっていたことが学校の報告からわかる。（中略）子どもたちは、避難所でのさまざまな奉仕作業への参加を通して、自分を生かすことが社会の人たちの役に立ちうる存在であることに気づいたことだろう。また、相手の立場に立ってものを考えることや自ら責任をもって行動することの大切さなど多くのことを学んだに違いない」（兵庫県教育委員会「震災を生きて」から）。

このように、災害時、児童・生徒の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。「少年は必要とされてはじめて大人になる」という言葉もあるように、児童・生徒が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。校長は、児童・生徒の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、以下のようなボランティア活動に児童・生徒が進んで参加できるように努める。

また、児童・生徒がボランティア活動に当たる場合は、教員（担任等）の直接の指揮下に置く。活動例として、復旧作業の手伝い、物品の配布補助、高齢者等の介助の補助、幼児・児童の話し相手等が考えられるが、東日本大震災での都内の学校では、中学校4校・高校8校で休息場所への誘導案内、備蓄食糧・毛布の配布等が生徒のボランティアとして活動した事例として報告された。

< 参 考 >

災害発生後、児童・生徒にできること～災害発生時のボランティア活動(例)

◎前提条件:児童・生徒自身の安全が確保されており、活動に従事できる状態であること。

学 年	●避難所      ○自宅及び周辺      ◎公共施設
小学校低学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●◎ボランティアの人たちに元気に挨拶をする。</li> <li>●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。</li> <li>●○○自分より小さい子供たちと遊ぶ。</li> <li>●食事の容器を運んだり、片付けたりする。</li> <li>○◎徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。</li> </ul>
小学校中学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水車の到着や救援物資の配給が始まることを知らせて回る。</li> <li>●避難場所の掃除や整理整頓を行う。</li> <li>●○○自分よりも小さい子供たちの世話をする。</li> <li>●災害救援物資の搬入を手伝う(運べる重さの物を選ぶ。)</li> <li>●避難所のごみの分別や簡易シャワー室の掃除などを手伝う。</li> <li>○自宅周辺の道路や道路の瓦礫等を片付ける大人の手伝いをする(簡易な清掃程度)。</li> <li>○◎徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。</li> </ul>
小学校高学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の様々な役割分担に積極的に加わる。</li> <li>●○○中学生や高校生とともに、自分より小さい子供の世話をしたり、高齢の避難者の手伝いをする。</li> <li>●避難所のごみの分別や簡易シャワーの掃除などを手伝う。</li> <li>●◎炊き出しの手伝いをする。</li> <li>●布団や毛布などを干したり、取り込んだりする。</li> <li>●ペットの散歩を代行する。</li> <li>○近所の高齢者宅でできることを手伝う(洗濯、掃除、避難所との連絡)。</li> </ul>
中 学 生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所のトイレ掃除等、避難所生活を維持するための活動を行う。</li> <li>●◎水や食料等や救援物資の配給を手伝う。</li> <li>●避難所の高齢者の健康状態を確認するために声をかけて回る。</li> <li>●○○高齢者や妊婦、障害者等、災害時要援護者に対して声をかけ、頼まれたことをする。</li> <li>●◎小学生や中学生を集め、絵本や本の読み聞かせをする。</li> <li>●◎乳児を抱えて避難してきた親の介助をし、乳児の子守をする。</li> <li>●◎米飯の炊き出しを担当する。</li> <li>●○○避難所や公共施設における情報(救援物資配給、給水車到着予定、被害状況等)を近所の高齢者や障害者宅に届ける。</li> </ul>
高 校 生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●◎怪我をしたり体調を崩したりした人たちの介助をする。</li> <li>●避難所生活を維持するための様々な役割や仕事に対して積極的に参画する。</li> <li>●避難所子供会等を組織し、学習会やレクリエーションを企画し、避難所における子供たちの心身の健康の保持と式の維持に努める。</li> <li>●○○避難所周辺の瓦礫撤去や立ち入り危険箇所の表示など復旧活動に加わる。</li> <li>●高齢者や体調を崩した避難者の依頼を受け、買い物をしたり避難者の自宅の様子を見に行ったりする。</li> <li>◎区市町村役所等の災害対策に取り組む公共施設で災害復旧ボランティア活動に参加する。</li> <li>●◎行政関係者から正確な情報を得て壁新聞を作成したり避難所新聞を作成したりして情報提供を行う。</li> <li>●◎避難所運営責任者の指示を受けて救援物資の配給、支援ボランティアへの指示、小・中学生の学習支援を行う。</li> <li>●○地震等大規模災害発生直後、延焼中の建造物に対する消火活動や負傷者の搬出、手当などできる範囲で救援活動に加わる。</li> </ul>

学年が上がるにつれて、できる取組は広がり、主体性も増す。

### (13) 負傷者への応急手当

大地震が起こった場合には、建物の倒壊や落下物などにより、多くの負傷者の発生が予想される。呼吸や心臓が止まって生命に関わる状態の負傷者や、救急車や救護班が到着する前に容体が急変する負傷者がいる。このようなとき、迅速・適切な手当をすれば命を救うことが可能になる。応急手当として、骨折ややけどなどの手当とともに、意識がない場合の手当の仕方、人口呼吸や心臓マッサージ、止血の要領を身に付けておく。また、AEDが公共施設等に配置されてきている。その取扱いに慣れておくことが大切である。

応急手当をしっかり身に付けておくことは、社会人としての大切な務めでもある。

## 応急手当の手順

### 心肺蘇生の方法

(資料提供：東京消防庁)

(「救急蘇生法の指針」(2010) 参考)

#### ① 肩を叩きながら声をかける。



わかりますか  
わかりますか  
わかりますか

返事があれば安心する言葉をかけ、訴えを聞き必要な応急手当を行う。

#### ② 反応がなかったら



誰か来てください！  
人が倒れています！  
あなたは119番通報  
してください！  
あなたAEDを持って  
きてください！

協力を求め、119番通報とAED（自動体外式除細動器）を持ってくるように依頼する。

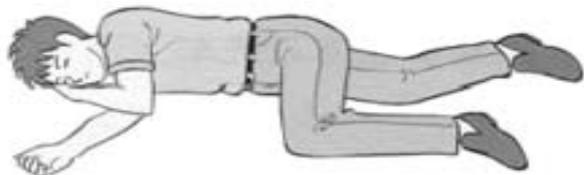
#### ③ 普段どおりの呼吸をしているか調べる。



呼吸の確認！  
1・2・3・4・5・6  
普段どおりの呼吸なし！

胸と腹部の動きを10秒以内で確認します。  
普段どおりの動きがなければ呼吸がないと判断し、  
心肺蘇生の対象となります。

※普段どおりの呼吸があれば回復体位にする。



体を横向きにして、空気の通り道を確認し、  
吐いた物が自然に流れるような姿勢を取らせる。

## ※心肺蘇生(CPR: cardiopulmonary resuscitation)の手順

以前は①気道確保→②人工呼吸→③胸骨圧迫であったが、「救急蘇生法の指針」(2010)では、心原性の心停止後の最初の数分間は血液中に多くの酸素が含まれているため、①胸骨圧迫→②気道確保→③人工呼吸の順に改定された。ただし、呼吸原性の心停止が多い乳児の心停止では、血液中の酸素が不足しているため、人工呼吸の準備ができれば直ちに人工呼吸を実施する。

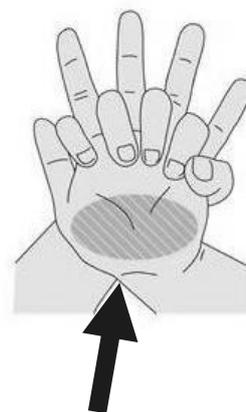
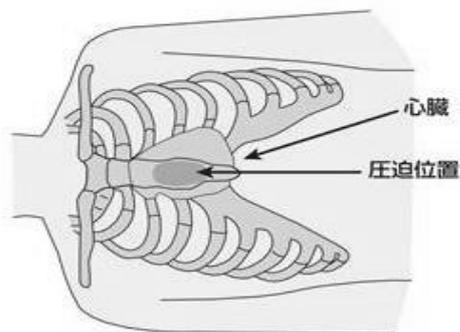
### ④ 普段どおりの呼吸が感じられない時は、直ちに心肺蘇生を実施する。

#### ◆胸骨圧迫を行う(成人: 16歳以上)

※(心臓の中の血液を脳や全身に送り込む: 低酸素脳症等重大な後遺症を残さないため最も重要)

胸骨圧迫を行うまでの時間が短いほど蘇生のチャンスが高くなるので、一刻も早い処置が必要となる。

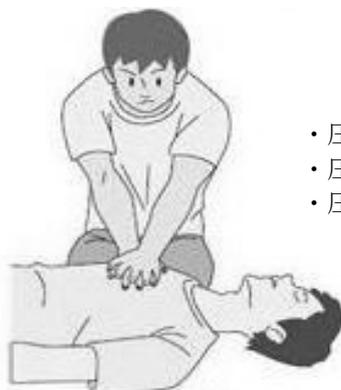
◎胸骨圧迫の位置≪胸骨の下半分、目安は胸の真中(胸骨上)≫



・胸の真ん中(胸骨の下半分)に手を置く。

手掌基部(手の根元)

◎十分な強さと、十分な速さで、絶え間なく圧迫する。



胸骨圧迫30回

- ・圧迫位置を垂直に30回圧迫する。
- ・圧迫の強さは胸が少なくとも5cm沈むまで。
- ・圧迫の速さは1分間に少なくとも100回のリズムで。

#### ※小児(1歳以上~16歳未満)の場合

- ・十分な強さと、十分な速さで、絶え間なく圧迫する。
- ・圧迫位置は成人と同じで、小児は体格により片手又は両手で圧迫位置を30回圧迫する。
- ・圧迫の強さは胸の厚さのおおよそ1/3沈むまで。

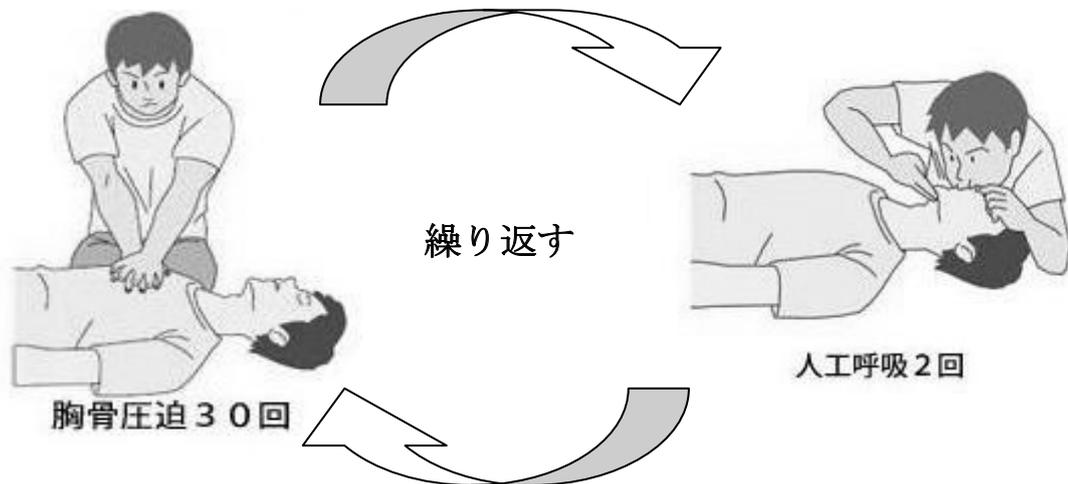


### ◆気道確保、人工呼吸を行う

あご先を引き上げ、頭を後ろに反らせます。

鼻をつまみ、相手の口を全て覆って、約1秒かけて胸の上がりが見える程度の量を、静かに2回吹き込み人工呼吸を行います。人工呼吸用マウスピースを使用しなくても感染の危険は低いとされていますが、人工呼吸用マウスピースを使用する方がより安心です。

※訓練を積み素早く人工呼吸ができる場合は実施してください。ただし、人工呼吸ができる人でもためられる場合は、胸骨圧迫だけ行ってください。

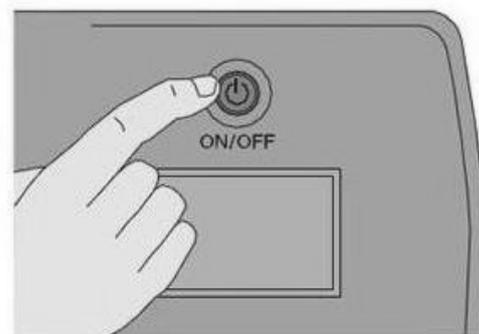


### ⑤ AEDの到着



傷病者の肩の脇に置くと使いやすい。

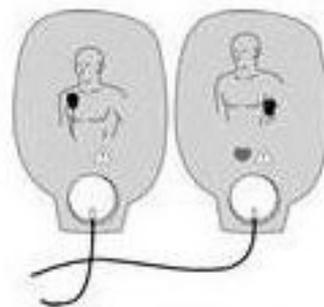
### ⑥ AEDの電源を入れる



電源ボタンを押すものや、カバーを開けると自動的に電源が入るものがある。

以後、AEDのメッセージに従って行動する

⑦ 電極パッドを傷病者の胸に貼る。

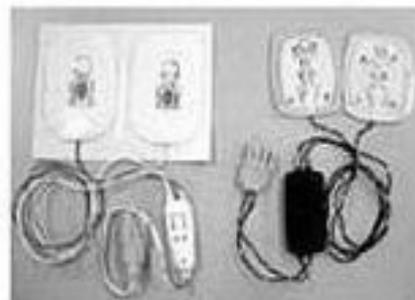


成人用電極パッド

※電極パッドを貼る位置は、パッドに書いてある絵のとおり  
一枚は右胸上部の鎖骨の下に、もう一枚は左胸脇の下約5～  
8cmのあばら骨の上に、しっかりと密着させて貼り付ける。

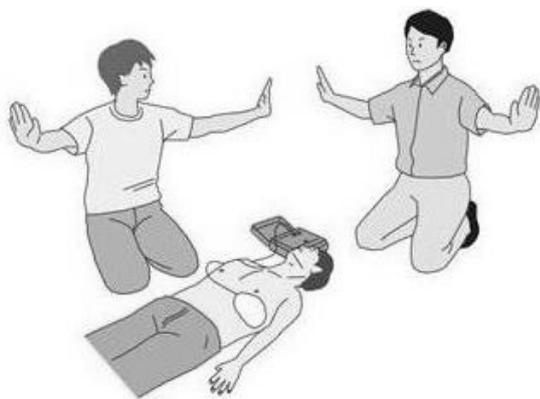
※小児には小児用パッドを使用する。

小児用パッドがない場合は、やむを得ず成人用パッドで代用  
する。



小児用電極パッド

⑧ AEDが心電図を解析する。



※傷病者に誰も触れていない事を確認する。機種に  
よっては、電極パッドを貼ると自動的に解析が始  
まるものや、コネクターを接続すると解析が始ま  
るものなど、機種によって異なる。

⑨ 除細動（電気ショック）を行う。



誰も傷病者に触れていない事を確認し、  
ショックボタンを押す。

#### ⑩ 除細動を実施した後の対応

- 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す。
- AEDのメッセージに従って行動する。
- 何らかの応答や目的のある仕草があるか、救急隊に引き継ぐまで続ける。



#### ※AEDを使用するときの注意事項

- 傷病者の胸が汗や水で濡れている場合は、乾いたタオル等で拭き取る。
- ペースメーカー等が埋め込まれている場合は、でっぱりを避けてパッドを貼る。
- パッドを貼る位置に貼り薬がある場合は、貼り薬をはがしてパッドを貼る。
- ネックレスや貴金属がある場合、すぐに取り外せる場合は外す。

#### ○訓練受けていないため自信が持てないとき

一刻も早い処置が必要であり、躊躇している時間はない。心肺蘇生法に関して自信が持てないときは119番通報をして、通信指令員の指示を仰ぐようにする。

#### 心肺蘇生の中止時機

- 医師や救急隊に引継いだとき。
- 傷病者に何らかの応答や目的のある仕草が現れたとき。
- 救助者に危険が迫ってきた、あるいは、重度の疲労により継続が困難になったとき。

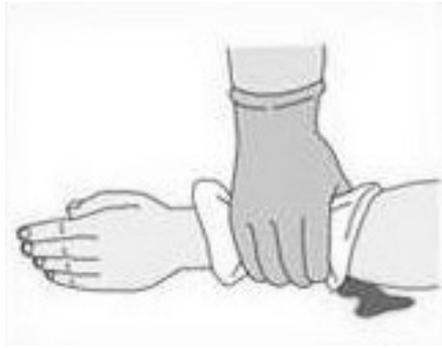
## 出血の止血方法

### ① 出血をおさえるもの

- 清潔であること。
- 厚みのあるものであること。
- 出血部位を十分に覆えることができる大きさであること。

### ② 止血要領

- 出血部位にガーゼや布などを当て、その上から強く圧迫する。片手で止血できなければ、両手で圧迫するか体重をかけ圧迫して止血する。
- ガーゼなどが血液で濡れてくるのは、出血部位と圧迫位置がずれている、又は、圧迫する力が足りないためである。
- 止血を行うときは、感染防止のために血液に直接触れないようにし、ビニールやゴムの手袋を使用する。



## 2 発災時別児童・生徒誘導、避難住民への対応

<参考>この後の記述は、次の項目が、次の順序で掲載されている。

発災時の 区分	児童・生徒在校時の発災	→①
	夜間・休日等の発災	→②
	教職員が出勤途上又は帰宅途中の発災	→③

### (1) 児童・生徒が在校時に発災した場合の対応

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む。)	避難所運営の動き	児童・生徒、 避難者等の動き
発災直後	<p>○学校災害対策本部のうち他の係への応援要員（避難所支援担当要員）</p> <p>○避難所支援担当の編成</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>あらかじめ定めた校庭・屋上避難スペースを区割りする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒スペース</li> <li>・負傷者スペース</li> <li>・高齢者等スペース</li> <li>・一般避難者スペース</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔学校災害対策本部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部は、地震の状況、火災等の情報を収集し、状況により（広域）避難場所への避難を指示する。</li> <li>・校舎・体育館などの安全確認や危険箇所等について立入禁止の表示をする。</li> <li>・全ての校舎等が危険で利用できない場合は、校舎等を立入禁止とするとともに、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。</li> <li>・校長は、保護者等に児童・生徒の保護スペースの所在を知らせるための表示をする。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出火の場合は避難者の応援も得て初期消火に当たる。</li> </ul> </div>	<p>〔総務・情報担当（避難所支援班）〕</p> <p>○校庭に避難所運営本部を設置する。</p> <p>〔避難所担当（避難所支援班）〕</p> <p>○校門の鍵を開ける。</p> <p>○地域住民を校庭の避難スペースに誘導する。</p> <p>○校舎、体育館には立ち入らないよう注意し、校庭で待機させる。</p> <p>○負傷者、災害時要援護者等を掌握する。</p>	<p>○児童・生徒が校庭又は屋上に避難する。</p> <p>○一次避難終了後 携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を活用して、保護者に安否情報を伝える。</p> <p>○地域住民が学校に避難し始める。</p> <p>○可能な範囲で児童・生徒も避難所への誘導等、避難所の運営補助に当たる。</p>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒、 避難者等の動き
発災直後	<p>○区市町村防災担当部局職員が避難所に派遣されるまでの間は、教職員が主体的に運営に当たる。</p>	<p>○災害時の学校施設利用計画に基づき、避難所として使用する場所を決める。</p> <p>○避難所とする体育館、和室等や保健室の破損ガラス、器具の散乱等を整理、清掃し、使用可能な状態にする。</p> <p>○防災市民組織及び避難者等の中から避難所業務に従事できる方の協力を依頼する。</p> <p>[救護・衛生担当（救護班）]</p> <p>○救護スペースを確保する。</p> <p>○校庭にテントを設営し、仮に収容する。</p> <p>○応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。</p> <p>○重症者等を医療救護所へ引き継ぐための応急措置などを行う。</p> <p>○軽症者への応急手当をする。</p>	<p>○防災市民組織等が避難所業務に従事する。</p> <p>○可能な範囲で、児童・生徒も高齢者や負傷者の介助の補助に当たる。</p>
避難所開設	<p>○担任等は、児童・生徒を校内避難スペースに誘導（避難者の誘導と混乱しないよう児童・生徒を先に誘導）する。</p> <p>なお、児童・生徒の安全を確保するため、避難所スペースとは別の場所で児童・生徒を保護する。</p>	<p>[避難所担当（避難所支援班）]</p> <p>○避難所を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等への避難所スペースを確保する。</li> <li>・避難者を体育館等に誘導する。</li> </ul> <p>○学校施設利用計画に基づき避難所スペースを順次開放する。</p>	<p>○避難者は体育館に避難する。</p>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒、 避難者等の動き
避難所 開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村防災担当部局職員が避難所に到着する。</li> <li>○区市町村防災担当部局職員と教職員との役割分担に従い、避難所運営業務に従事する。</li> </ul>	<p>[総務・情報担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村災害対策本部へ避難所開設を連絡する。</li> <li>○避難者に避難者名簿用紙を配布、回収し、整理する。</li> <li>○避難者への情報を提供する。</li> </ul> <p>[避難所担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設トイレ、ごみ集積場所を設置する。</li> <li>○避難所内での生活ルールを掲示する。</li> </ul> <p>[給食・物資担当(食糧班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所専用備蓄品を配給する。</li> <li>○飲料水を配給する。</li> </ul> <p>[救護・衛生担当(救護班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健室等に応急的な学校内の救護所を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者は避難者名簿に記入する。</li> </ul>
発災 当日 から 2日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の状況により、活動可能なボランティアを募る。</li> </ul>	<p>[給食・物資担当(食糧班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救援物資受入れスペースを確保し、物資を受入、分類、管理、配給する。</li> </ul> <p>[総務・情報担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害状況を把握する。</li> <li>○区市町村災害対策本部へ避難所の状況等を報告する。</li> <li>○外部からの避難者の安否確認等に対応する。</li> <li>○区市町村災害対策本部へ連絡し、高齢者等の二次避難所への移送手続きをとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒が避難所運営に関するボランティア活動に従事する。</li> </ul>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒、 避難者等の動き
発災 日から 2日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内で保護している児童・生徒の心理的不安に対し、指導を図る。 (心のケア)</li> <li>・児童・生徒の心身の健康への対応を行う。</li> <li>・担任教員等と連携した健康観察と相談活動を実施する。</li> <li>○応急教育の見直しを検討し、教育計画の作成に着手する。</li> </ul>	<p>[救護・衛生担当(救護班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所に医療救護所が設置された場合、協力する。</li> <li>○トイレ、ごみ集積所の衛生管理を支援する。</li> <li>○避難者へのメンタルヘルスケア活動を支援する。</li> </ul> <p>[避難所担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営会議の運営を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者自治組織による運営会議が発足される。</li> <li>○避難者運営会議主体による避難所業務が開始される。</li> </ul>
発災後 3～6 日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後3日目頃から、教職員、区市町村防災担当部局職員による避難所運営から、区市町村首長部局職員、避難者自治組織、ボランティアによる運営へ移行させていく。</li> <li>○発災後5日目頃から、区市町村災害対策本部と避難所閉鎖について協議をする。</li> </ul>	<p>[総務・情報担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者運営会議による配給、清掃、環境衛生活動等の避難所業務を支援する。</li> </ul> <p>[避難所担当(避難所支援班)] [区市町村防災担当部局職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアを受け入れる。</li> <li>○ボランティア代表者の選出や避難所業務の作業内容・分担等の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒、保護者に応急教育の開始時期、内容・方法を周知する。</li> <li>○ボランティアの人々が応援に来所し、避難所業務に従事する。</li> </ul>
発災後 7日 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都立学校の場合、避難所の開設期間は協定では1週間としていることから、原則閉鎖となるが、事情により延長することもある。この場合、区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織、ボランティア等による運営に移行する</li> <li>○教職員は応急教育計画を準備する。</li> </ul>		

(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒、 避難者等の動き
発災 直後	<p>○震度6弱以上の地震の場合、都立学校教職員は自宅及び家族の安全を確認の上、自動的に参集する。</p> <p>○携帯電話等を活用して、学級担任が児童・生徒の安否確認をする。</p> <p>○避難所支援担当を編成する。 ・区市町村首長部局職員が避難所に到着するまでの間は、教職員が主体的に運営する。</p>	<p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、施錠されている場合には校門の鍵を開ける。</p> <p>○避難者を校庭に待機させ、校舎、体育館に立ち入らないよう注意する。</p> <p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員、防災市民組織のリーダーは、地震の状況、火災等の情報を収集し、広域避難場所への避難に備える。</p> <p>○学校危機管理担当者または地域緊急連絡員は、校長等に学校の状況等を連絡する。</p> <p>○避難所運営本部を設置する。</p> <p>○避難者の中からボランティアを募る。</p> <p>○出火の場合は、防災市民組織、避難者の応援も得て、初期消火に当たる。</p> <p>[救護・衛生担当(救護班)]</p> <p>○応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。</p>	<p>○避難者が学校へ避難し始める。</p> <p>○児童・生徒は保護者と共に避難をする。避難所に落ち着いた所で、学校に安否、所在地等を報告する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等が避難所業務に従事する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等は教職員に協力し、初期消火に当たる。</p>

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒、 避難者等の動き
発災 直後	<p>○教職員は、校舎等の施設の安全を確認する。避難者等に協力を求める。</p> <p>○全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とし、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。</p>	<p>○重症者等を医療救護所へ引き継ぐための応急措置などを行う。</p> <p>○軽症者への応急手当をする。</p> <p>○負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。</p> <p>[避難所担当(避難所支援班)]</p> <p>○危険箇所は立入禁止を表示する。</p> <p>○避難所とする体育館、和室や保健室等を整理、清掃し、避難所として使用可能な状態にする。</p>	<p>○避難者は教職員に協力し、校舎、体育館等の安全確認を行う。</p>
避難所 開設	以下、106ページ以降の「(1) 児童・生徒が在校時に発災した場合の対応」に準じる。		

(3) 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合の対応

<p><b>1 教職員が出勤途上に発災した場合</b></p> <p>(1) 出勤途上の教職員は、所属校へ向かう。</p> <p>(2) 出勤後の対応は、106ページの「(1)児童・生徒が在校時に発災した場合の対応」に準ずる。</p>
<p><b>2 教職員が帰宅途中に発災した場合</b></p> <p>(1) 帰宅途中の教職員は、所属校に戻るよう努める。</p> <p>(2) 戻った後の対応は、110ページの「(2)早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応」に準ずる。</p>

### 3 一時滞在施設としての対応

#### (1) 一時滞在施設の概要（93ページ参照）

一時滞在施設とは、首都圏で首都直下地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設のことである。

現在、島しょを除く全都立高校が一時滞在施設の候補施設となっており、指定を受けた都立高校は帰宅困難者を3日間程度受け入れることとなる。

なお、一時滞在施設に指定された施設向けに、運営のガイドラインが作成されているので、発災時の運営及び平時からの準備等については、下記記載事項及びガイドラインを参照のこと。

〈東京都防災ホームページ〉

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/pdf/saisyuhokoku-6.pdf>

#### (2) 一時滞在施設の備蓄等の状況

一時滞在施設となる都立高校については、各都立高校で受け入れ可能な人数に対応するために、食糧、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等が備蓄される（総務局総合防災部が整備）。

備蓄スペースが確保できない都立高校については、総務局総合防災部が設けた倉庫に備蓄され、発災後、各都立高校に配送される。

また、通信手段を確保するため、MCA無線機、特設公衆電話及びWi-Fiが整備される予定である。

#### (3) 人的な対応

一時滞在施設に指定された都立高校においては、以下の役割が求められる。

- ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。
- イ 水や食糧や飲料水、ブランケットなどの支援物資を配布する。
- ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。
- エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う。

#### (4) 運営の準備（平常時）

##### ア 学校危機管理計画の策定

学校危機管理計画では、教職員の危機管理に関わる役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は児童・生徒の安全確保に当たることが第一であるが、あわせて都民に対して果たすべき役割を担うため、一時滞在施設を開設・運営する。

なお、学校危機管理計画の策定においては、限られた人員を効率的に配するように工夫し、避難所支援班のうち一時滞在施設運営担当を明記するとともに、その役割を明確化しておく。

##### イ 運営体制の取決め

一時滞在施設が発災時に機能するよう、下記の点を事前に定めておく。

- ・ 施設内における受け入れ場所（児童・生徒及び避難所住民とは異なる場所とする。）
- ・ 受入れ定員
- ・ 運営要員の確保
- ・ 関係機関との連絡の手順
- ・ 施設滞在者への情報提供の手順
- ・ 備蓄品の配布手順
- ・ 災害時要援護者及び女性への対応
- ・ セキュリティ・警備体制の構築

## ウ 受入れのための環境整備

- ・ 平時からの施設の安全確保

災害時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃から家具類等の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

- ・ 記録・帳簿の整備
- ・ 情報入手手段及び施設滞在者への情報提供体制の準備
- ・ 安否確認のための体制整備

一時滞在施設に指定された都立高校には、特設公衆電話等が整備される予定であり、あらかじめ保管場所及び利用方法を教職員に周知しておく。

- ・ 備蓄品、非常用電源設備等の確認
- ・ 防災関係者連絡体制の整備

## エ 訓練における定期的な手順の確認

地震によって公共交通機関が停止した場合の一時滞在施設の運営を想定した教職員の訓練を実施しておく。

## オ 近隣の施設等への周知

近隣の避難所指定を受けている施設等（小・中学校や区市町村立の公民館等）に対して、自校が一時滞在施設に指定されていることを周知し、近隣施設から速やかに帰宅困難者を誘導できる体制を構築する。

## (5) 一時滞在施設の運営（発災時）

### ア 開設の判断

発災時の国や都県、政令指定都市の一斉帰宅抑制の呼びかけを受け、東京都災害対策本部の要請により、校内の待機場所などの安全を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、学校長の判断による自主的な開設も可能である。

### イ 開設できない場合の対応

建物や周辺の被害状況を確認した結果、開設ができないと判断した場合は、速やかに東京都災害対策本部及び所管の学校経営支援センターに報告する。

また、帰宅困難者による混乱を回避するために、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、開設できない旨の掲示を行う。

あわせて、近隣で一時滞在施設として指定されている施設（近隣の都立高校や都施設等）の施設名や住所等を記載した掲示板を事前に作成し、発災時に掲示を行う。

## 4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応（93ページ参照）

### (1) 災害時帰宅支援ステーションの概要

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ情報等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

災害時帰宅支援ステーションとして、島しょを除く全都立学校が指定されている。また、都は、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するなど、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めている。

なお、大規模災害発災時は一斉帰宅抑制となるため、災害時帰宅支援ステーションの開設は、3日間程度開設が想定される一時滞在施設の閉鎖後となっているが、被災状況によっては発災直後から徒歩帰宅者が発生する可能性もあるため、一時滞在施設としての対応とあわせて帰宅困難者の支援にあたることを想定しておく。

## (2) 災害時帰宅支援ステーションの備蓄等の現状（都立学校）

### ア 飲料水

500mlのペットボトルを24本入りの箱を22箱備蓄している。この他、全都立学校にプールの水をろ過して飲料水に変える「ろ水器」を設置している。ろ水器の機能は1時間当たり600～1000リットルの浄水能力があり、毎年度点検を実施している。

非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。

### イ セルフケアセット

被災者自身又は家族等でセルフケアするための医薬品セットを全都立学校に配備している。一般用医薬品（風邪薬、解熱剤、湿布薬、絆創膏、殺菌消毒剤等）、包帯、ガーゼ等500人分相当が2ケースに収納されている。

非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。

## (3) 非常用発電機

災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たすため、停電時の情報機器の電源及び投光器・水中ポンプ用として全都立学校に非常用発電機を設置している。また、停電時の照明や情報収集用パソコン等の小型電気機器の電源確保のため、平成23年度補正予算で全都立学校に非常用発電機を追加購入した。

非常時の対応として、これを一時滞在施設にも活用する。

## (4) 人的な対応

都立学校教職員は避難所の開設と運営に協力することになっている。各学校においては、避難所支援班に割り当てられた職員が、一時滞在施設若しくは災害時帰宅支援ステーションを開設し、全教職員が協力して運営していくような態勢づくりを整えておく必要がある。

## (5) 災害時帰宅支援ステーションの今後の取組

### ア 学校危機管理計画の策定

学校危機管理計画では、教職員の危機管理に関わる役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は児童・生徒の安全確保に当たることが第一であるが、あわせて都民に対して果たすべき役割を担うため、災害時帰宅支援ステーションを開設・運営する。

なお、学校危機管理計画の策定においては、限られた人員を効率的に配するよう工夫し、避難所支援班のうち災害時帰宅支援ステーション運営担当を明記するとともに、その役割を明確化しておく。

### イ 訓練の実施

東日本大震災の対応と教訓を踏まえるとともに学校危機管理計画に基づき、公共交通機関が停止した場合の災害時帰宅支援ステーションの運営を想定した教職員の訓練を実施していく必要がある。

## ウ 職員の対応

初動態勢については、職員は勤務校に参集する。たとえ休日・早朝・夜間であっても、震度6弱以上の震災が発生すれば、何らの連絡が無くても、全職員が勤務場所に参集することが求められている（自動参集）。深夜の発災では帰宅困難者の数は少ないが、学校の施設設備の安全点検とあわせて対応することが必要である。その際は学校危機管理担当者を複数名指定しておき、真っ先に学校に参集し、学校施設の開錠等に当たり、開設準備を行う。その際、地域緊急連絡員にも協力を求めていく。

## エ 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖

島しょを除く全ての都立学校は災害時帰宅支援ステーションに指定されていることから、大地震等で帰宅困難者が発生した場合は、教育庁災害対策本部からの指示を待つまでもなく校長の判断で速やかな開設が求められる。開設後、円滑に運営するためには、事前に案内板や案内チラシを用意しておくとともに、学校危機管理計画において収容スペース・立入禁止区域の設定、避難所支援班・救護班・食糧班の役割等を決定しておかなければならない。

災害時帰宅支援ステーションを開設した場合には、正門付近に案内板を設置するとともに、保護している児童・生徒数を所管の学校経営支援センターに報告する。また、帰宅困難者に案内チラシを配布し、水・トイレ・浴道情報等を提供する一時立ち寄り施設であり、一時滞在施設又は避難所とは異なることを周知して、近隣駅等の案内図を情報提供して、徒歩帰宅を支援する。

帰宅困難者の誘導先として、基本的には、校庭や校舎の一部（管理室、特別教室を除く。）を充て、避難所への避難者には体育館、一時滞在施設として武道場を充てるというように、事前に災害時帰宅支援ステーションと避難所等の収容先のある程度の振分けを行っておく。

なお、交通機関等が回復し、児童・生徒が帰宅し、帰宅困難者が不在となったら、校長の判断で災害時帰宅支援ステーションを閉鎖（閉鎖に当たっては、本庁及び学校経営支援センターと連携・調整する。）し、利用者数とともに学校経営支援センターへ報告する。

## 5 応援態勢

各学校における一時滞在施設の運営等の災害対応に当たり、教職員の人員不足が見込まれる場合は、学校経営支援センターに応援職員の派遣を求める。

派遣要請を受けた学校経営支援センターは、管轄する都立学校の状況を把握した上で、必要に応じて本庁への派遣要請を行い、応援職員の派遣を調整する。

## 6 ボランティアの活用等

各学校における一時滞在施設の運営等の災害対応に当たっては、都が指定している広域ボランティア拠点、区市町村ボランティア拠点等に救援を依頼、活用を図ることも有効である。加えて、帰宅困難者等のマンパワーの活用も考えていく。

